

業 務 規 程

目 次

第1編 総 則	1
第2編 市場における取引	2
第1章 総 則	2
第2章 立会の開閉及び停止	3
第3章 商品市場、上場商品等、取引の種類、期限、呼値及び単位	5
第4章 取引の締結及び制限	13
第4章の2 現物取引の売買等	23
第4章の3 取引の決済	24
第5章 先物取引の清算	25
第6章 取引証拠金	27
第7章 受渡し及び最終決済等	31
第1節 現物先物取引における受渡し	31
第2節 限月現金決済先物取引における最終決済	36
第2節の2 限月現金決済先物取引における希望受渡し	37
第2節の3 限日現金決済先物取引における決済	37
第2節の4 限日現金決済先物取引における希望受渡し	38
第3節 オプション取引における権利行使等	39
第4節 現物取引における受渡し	41
第5節 市場等の廃止又は休止等における措置	42
第8章 建玉の移管等	42
第8章の2 違約時における措置	44
第8章の3 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例	47
第9章 雑 則	49
第3編 取引参加者	53
第1章 総 則	53
第2章 取引資格の取得	57
第3章 取引資格の変更及び喪失等	59
第4章 取引参加者の義務等	64
第1節 通 則	64
第2節 清算資格を有しない取引参加者の義務等	72

第5章	取引参加者の制裁及び措置等	73
第6章	雑則	79
附	則	79

第1編 総則

(目的)

第1条 本業務規程は、定款第59条第1項の規定に基づき、当社の商品市場（以下「市場」という。）における取引及び取引参加者に関して必要な事項を定める。

(解釈の疑義)

第2条 本業務規程の解釈に疑義があるとき、又は本業務規程に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、当社の決定に従うものとする。

(市場管理細則等)

第3条 本業務規程に定めるもののほか、各市場の管理に関し必要な事項は、各市場管理細則をもって定める。

2 本業務規程に定めるもののほか、取引（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第10項第1号ニに規定する上場商品の売買取引（以下「現物取引」という。）を除く。）の締結に関し必要な事項は、システム売買実施細則をもって定める。

3 本業務規程に定めるもののほか、オプション取引に関し必要な事項は、オプション取引実施細則をもって定める。

4 本業務規程に定めるもののほか、ギブアップに関し必要な事項は、ギブアップ細則をもって定める。

4の2 本業務規程に定めるもののほか、立会外取引に関し必要な事項は、立会外取引実施細則をもって定める。

4の3 本業務規程に定めるもののほか、E F F取引に関し必要な事項は、E F F取引実施細則をもって定める。

5 本業務規程に定めるもののほか、E F P取引及びE F S取引に関し必要な事項は、E F P取引及びE F S取引実施細則をもって定める。

6 削除

7 本業務規程に定めるもののほか、石油の現金決済先物取引の最終決済価格の決定に関し必要な事項は、石油最終決済価格決定細則をもって定める。

7の2 本業務規程に定めるもののほか、限日現金決済先物取引（第4条第2号の取引をいう。）の理論現物価格の決定に関し必要な事項は、限日現金決済先物取引における理論現物価格決定細則をもって定める。

8 本業務規程に定めるもののほか、各市場の受渡しに関し必要な事項は、各受渡細則をもって定める。ただし、A D Pに関し必要な事項は、A D P実施細則をもって定める。

9 本業務規程に定めるもののほか、違約処理等に係る附加賠償額の決定に関し必要な事項は、違約処理等に係る附加賠償額決定細則をもって定める。

- 10 本業務規程に定めるもののほか、取引参加者に関し必要な事項は、取引参加者に関する施行細則をもって定める。
- 11 本業務規程に定めるもののほか、準取引参加者に関し必要な事項は、準取引参加者細則をもって定める。
- 12 本業務規程に定めるもののほか、取引参加料等に関し必要な事項は、取引参加料等に関する細則をもって定める。
- 13 本業務規程に定めるもののほか、当社の市場において成立した取引に係る清算及び決済に関し必要な事項は、清算・決済規程をもって定める。
- 14 削除
- 15 本業務規程に定めるもののほか、直接接続方式（当社と直接接続契約を締結した受託取引参加者から売買注文の入力等を行うことにつき委任を受けた委託者が、その取引端末装置を直接に当社の中央処理装置に接続して、売買注文の入力等を行うことをいう。以下同じ。）の取引に関し必要な事項は、直接接続細則をもって定める。
- 16 本業務規程に定めるもののほか、ストップロス取引に関し必要な事項は、ストップロス取引実施細則をもって定める。
- 17 本業務規程に定めるもののほか、取引参加者に対する監査に関し必要な事項は、取引参加者に対する監査に関する細則をもって定める。
- 18 本業務規程に定めるもののほか、現物取引の締結に関し必要な事項は、現物取引実施細則をもって定める。

第2編 市場における取引

第1章 総則

（取引の種類の変義）

第4条 当社の市場における取引の種類は、次の各号に定めるものとし、法第2条第3項第1号から第4号までに規定する「先物取引」とは、第1号から第4号までに掲げる取引を指すものとする。

- (1) 現物先物取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより現物先物取引の標準品（以下「標準品」という。）の売買約定を行い、受渡期日において第48条に規定する受渡供用品及びその対価を授受するように制約される取引であって、その受渡期日前において転売又は買戻しを行ったときは、差金を授受することによって決済できる取引をいう。
- (2) 現金決済先物取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより現金決済先物取引の対象の売買約定を行い、その約定した価格と第62条に規定する最終決済価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引であって、その取引期日前にお

いて転売又は買戻しを行ったときは差金を授受することによって決済できる取引（以下「限月現金決済先物取引」という。）及び取引の当事者が本業務規程の定めるところにより現金決済先物取引の対象の売買約定を行い、その約定した価格と第63条の2に規定する理論現物価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引であって、その取引期日前において転売又は買戻しを行ったときは差金を授受することによって決済できる取引（以下「限日現金決済先物取引」という。）をいう。

- (3) 指数先物取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより指数先物取引の対象の売買約定を行い、その約定した数値（以下「約定数値」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引であって、転売又は買戻しを行ったときは差金を授受することによって決済できる取引をいう。
- (4) オプション取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより、当該オプションを付与された者（以下「権利取得者」という。）の意思表示により当事者間において、第13条第1項第1号に規定する権利行使価格と第64条の2に規定するオプション最終清算価格との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引をいう。
- (5) 現物取引とは、取引の当事者が本業務規程の定めるところにより第13条の2に規定する現物取引の対象の売買約定を行い、受渡期日において、第68条第2項において準用する第48条に規定する受渡供用品及びその対価を授受するように制約される取引をいう。

第2章 立会の開閉及び停止

（立会の区分及び時間）

第5条 当社市場における立会の区分及び時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日中立会
 - イ 寄付板合わせ（第19条第2項第1号に規定する寄付板合わせをいう。以下この条において同じ。） 午前8時45分
 - ロ ザラバ取引（第19条第1項に規定するザラバ取引をいう。以下この条において同じ。） 午前8時45分から午後3時10分まで
 - ハ 引板合わせ（第19条第2項第2号に規定する引板合わせをいう。以下この条において同じ。） 午後3時15分
- (2) 夜間立会
 - イ 寄付板合わせ 午後4時30分
 - ロ ザラバ取引 午後4時30分から翌日午前5時25分まで

- ハ 引板合わせ 翌暦日午前 5 時30分
- 2 前項第 2 号の規定にかかわらず、ゴム市場における夜間立会の時間は、次に掲げるとおりとする。
 - イ 寄付板合わせ 午後 4 時30分
 - ロ ザラバ取引 午後 4 時30分から午後 6 時55分まで
 - ハ 引板合わせ 午後 7 時

(売買注文の受付)

- 第 6 条** 当社は、日中立会にあつては午前 8 時から午後 3 時15分まで、夜間立会にあつては午後 4 時15分から翌暦日の午前 5 時30分まで（ただし、ゴム市場にあつては、午後 4 時15分から午後 7 時まで）の間、取引参加者（第30条第 1 項に規定する取引参加者のうち、法第 2 条第19項に規定する清算参加者（以下「清算参加者」という。）又は第127条に定めるところにより指定清算参加者を指定した非清算参加者に限る。第30条を除き、以下この編において同じ。）が使用する取引端末装置（以下「取引参加者端末」という。）から入力された売買注文を受付けるものとし、システム売買実施細則に別段の定めがある場合を除き、その受付順序に従って直ちにその内容を中央処理装置に登録するものとする。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、取引参加者端末の故障等やむを得ない事情がある場合は、受付時間を変更することができる。

(売買注文の訂正及び取消)

- 第 6 条の 2** 取引参加者は、システム売買実施細則に定めるときにおいて、注文の取消し又は訂正を行ってはならないものとする。

(直接接続方式による売買注文等)

- 第 6 条の 3** 受託取引参加者は、委託者（第 30 条第 2 項第 2 号に掲げる者を除く。以下同じ。）に直接接続方式を提供しようとするときは、当社と直接接続細則に定める直接接続契約を締結しなければならない。
- 2 受託取引参加者は、その提供する直接接続方式により売買注文の入力等を行う委託者について、直接接続細則に定めるところにより、当社に登録を申し出て、その承認を受けなければならない。
- 3 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続細則に定めるところにより、直接接続方式により売買注文の入力等を行う委託者の体制等及び取引を適切に管理しなければならない。
- 4 直接接続方式を提供する受託取引参加者は、直接接続方式による取引に関し直接接続委託者の行った行為等について、責任を負わなければならない。
- 5 当社と受託取引参加者が締結する直接接続契約に基づき、売買注文の入力等を行うこ

とにつき当該受託取引参加者の委任を受けた委託者が、そのために設置及び運用する取引端末装置は、第6条第1項に規定する取引参加者端末とみなす。

(営業日及び休業日)

第7条 当社は、次に掲げる日を休業日とし、その他の日を営業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 年首3日
- (5) 12月31日

2 休業日においては、当社の市場における立会を行わない。ただし、当該休業日の前日が営業日であるときの夜間立会は除く。

3 当社は、必要があると認めるときは、臨時に営業日又は休業日を定めることができる。

4 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及び株式会社日本商品清算機構（以下「清算機構」という。）に通知するものとする。

(立会の臨時開閉)

第8条 当社は、次の各号の一に該当するため必要があると認めるとき、その他当社が必要と認めるときは、臨時に立会の開閉時刻を変更し、臨時に立会の全部若しくは一部を停止し、又は臨時に立会の全部若しくは一部を行うことができる。

- (1) 相場の騰落が不穏当であるとき又は不穏当な騰落を生ずるおそれがあるとき
- (2) 取引の状況に異常があるとき又はそのおそれがあるときその他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でないとき
- (3) 清算機構の清算に支障があるとき又はそのおそれがあるとき

2 前項の場合には、当社は、速やかにその旨を取引参加者及び清算機構に通知するものとする。

(立会の一時中断)

第9条 当社は、売買管理上立会を継続して行うことが適当でないとき認めるときは、システム売買実施細則に定めるところにより、立会を一時中断することができる。

第3章 商品市場、上場商品等、取引の種類、期限、呼値及び単位

(商品市場、上場商品等)

第9条の2 当社の開設する商品市場、上場商品、上場商品指数及び取引の種類は、次に掲げるとおりとする。

(商品市場)	(上場商品・上場商品指数)	(取引の種類)
(1) ゴム市場	ゴ ム	現物先物取引
(2) 貴金属市場	貴金属	現物先物取引 現金決済先物取引 オプション取引 現物取引
(3) 石油市場	石 油	現物先物取引 現金決済先物取引
(4) 中京石油市場	中京石油	現物先物取引
(5) アルミニウム市場	アルミニウム	現物先物取引
(6) 農産物・砂糖市場	農産物・砂糖	現物先物取引

2 前項に規定する商品市場における法第 10 条第 2 項第 1 号に規定する上場商品構成品及び法第 10 条第 2 項第 2 号に規定する上場商品指数対象品は、次のとおりとする。

- (1) ゴム市場にあつては、くん煙シート(別名RSS)
- (2) 貴金属市場にあつては、金、銀、白金及びパラジウム
- (3) 石油市場にあつては、ガソリン、灯油、軽油及び原油
- (4) 中京石油市場にあつては、ガソリン及び灯油
- (5) アルミニウム市場にあつては、アルミニウム
- (6) 農産物・砂糖市場にあつては、一般大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖

(取引の対象物品等)

第 10 条 当社の市場における取引の対象とする商品たる物品及び商品指数は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、アルミニウム市場におけるアルミニウム地金及び農産物・砂糖市場における粗糖については、当分の間、立会を行わないものとする。

- (1) ゴム市場にあつては、リブド スモークド シート 3 号
- (2) 貴金属市場にあつては、金地金、銀地金、白金地金及びパラジウム地金
- (3) 石油市場にあつては、ガソリン、灯油、軽油及び原油
- (4) 中京石油市場にあつては、ガソリン及び灯油
- (5) アルミニウム市場にあつては、アルミニウム地金
- (6) 農産物・砂糖市場にあつては、一般大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖

(標準品)

第 11 条 標準品は、次のとおりとする。

- (1) ゴムにあつては、国際規格によるリブド スモークド シート 3 号に該当するもの
- (2) 貴金属
イ 金にあつては、純度 99.99 パーセント以上の金地金

- ロ 銀にあつては、純度 99.99 パーセント以上の銀地金
 - ハ 白金にあつては、純度 99.95 パーセント以上の白金地金
 - ニ パラジウムにあつては、純度 99.95 パーセント以上のパラジウム地金
- (3) 石油
- イ ガソリンにあつては、日本工業規格 K2202 の 2 号の品質基準に適合するレギュラーガソリン
 - ロ 灯油にあつては、日本工業規格 K2203 の 1 号の品質基準に適合する灯油
 - ハ 軽油にあつては、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 52 年通商産業省令第 24 号）第 22 条第 1 項の規格に適合し、かつ、以下に掲げる各限月毎に、当該限月に対応する種類についての日本工業規格 K2204 の品質基準に適合する軽油

1 月限～ 3 月限及び 12 月限	2 号
4 月限～ 5 月限及び 10 月限～ 11 月限	1 号
6 月限～ 9 月限	特 1 号
- (4) 中京石油
- イ ガソリンにあつては、日本工業規格 K2202 の 2 号の品質基準に適合するレギュラーガソリン
 - ロ 灯油にあつては、日本工業規格 K2203 の 1 号の品質基準に適合する灯油
- (5) アルミニウムにあつては、純度 99.70 パーセント以上であつて、鉄分の含有率が 0.20 パーセント以下及びシリコンの含有率が 0.10 パーセント以下であるアルミニウム地金
- (6) 農産物・砂糖
- イ 一般大豆にあつては、アメリカ合衆国産黄大豆のうち、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No 2 であつて、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）に基づく生鮮食品品質表示基準により分別生産流通管理が行われたことが確認された遺伝子組換え大豆又は生産若しくは流通のいずれかの段階で遺伝子組換え大豆と非遺伝子組換え大豆とが分別されていない大豆につき、農産物・砂糖市場管理細則に定めるもの
 - ロ 小豆にあつては、北海道産小豆のうち、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）に基づく検査規格一般小豆（普通小豆）2 等合格品であつて、農産物・砂糖市場管理細則に定めるもの
 - ハ とうもろこしにあつては、アメリカ合衆国産黄とうもろこしのうち、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No 3（未通関のものに限る。）
 - ニ 粗糖にあつては、糖度 96 度の外国産甘蔗分蜜粗糖（未通関のものに限る。）であつて、農産物・砂糖市場管理細則に定めるもの

（現金決済先物取引の対象）

第 12 条 現金決済先物取引の対象は、次のとおりとする。

- (1) 限月現金決済先物取引

イ 貴金属

- (イ) 金にあつては、純度 99.99 パーセント以上の金地金
- (ロ) 白金にあつては、純度 99.95 パーセント以上の白金地金

ロ 石油

- (イ) ガソリンにあつては、日本工業規格 K2202 の 2 号の品質基準に適合するレギュラーガソリン
- (ロ) 灯油にあつては、日本工業規格 K2203 の 1 号の品質基準に適合する灯油
- (ハ) 軽油にあつては、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 52 年通商産業省令第 24 号）第 22 条第 1 項の規格に適合し、かつ、以下に掲げる各限月毎に、当該限月に対応する種類についての日本工業規格 K2204 の品質基準に適合する軽油
 - 1 月限～3 月限及び 12 月限 2 号
 - 4 月限～5 月限及び 10 月限～11 月限 1 号
 - 6 月限～9 月限 特 1 号
- (ニ) 原油にあつては、ドバイ原油の価格を指標とする中東産原油

(2) 限日現金決済先物取引

貴金属

- イ 金にあつては、純度 99.99 パーセント以上の金地金
- ロ 白金にあつては、純度 99.95 パーセント以上の白金地金

2 限日現金決済先物取引にあつては、第30条、第31条、第31条の2、第31条の3の2、第32条、第33条、第34条、第35条の2、第36条第2項、第38条及び第73条において「限月」とあるのは、「限日」と読み替えるものとする。

(オプション取引の対象等)

第 13 条 オプション取引の対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第 64 条の 2 に規定するオプション最終清算価格がオプションの行使（以下「権利行使」という。）を行う場合の価格としてあらかじめ設定した価格（以下「権利行使価格」という。）を下回った場合に、その差額に第 17 条第 3 項に規定する権利行使単位の倍率を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプション（以下「プットオプション」という。）
 - (2) 第 64 条の 2 に規定するオプション最終清算価格が権利行使価格を上回った場合に、その差額に第 17 条第 3 項に規定する権利行使単位の倍率を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させることができるオプション（以下「コールオプション」という。）
- 2 オプション取引における対象商品は、金の現物先物取引とする。
- 3 第 1 項に規定する権利行使価格は、オプション取引実施細則に定める方法により、上場商品構成品ごと、プットオプション及びコールオプションごと並びに取引が行われる

限月ごとに設定するものとする。

- 4 前項の規定に基づき、上場商品の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものを「オプション銘柄」という。
- 5 当社は、必要があると認めるときは、第3項の規定に基づき設定した権利行使価格のオプション銘柄を削除することができる。

(現物取引の対象)

第13条の2 現物取引の対象は、貴金属市場における金にあつては、純度99.99パーセント以上の金地金とする。

(当月限納会日、当月限取引最終日及び限日現金決済先物取引の終了)

第14条 現物先物取引の当月限納会日は、次に掲げる日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）とし、当月限の取引は日中立会をもって終わる。

- (1) ゴム 受渡日から起算して5営業日前に当たる日
 - (2) 貴金属 受渡日から起算して4営業日前に当たる日
 - (3) 石油 ガソリン、灯油及び軽油にあつては、当月限の前月25日
 - (4) 中京石油 当月限の前月25日
 - (5) アルミニウム 受渡日から起算して4営業日前に当たる日
 - (6) 農産物・砂糖
 - イ 一般大豆 当月限の15日
 - ロ 小豆 受渡日から起算して3営業日前に当たる日
 - ハ とうもろこし 当月限の前月15日
 - ニ 粗糖 当月限の前々月の最終営業日
- 2 限月現金決済先物取引の当月限取引最終日は、次に掲げる日とし、当月限の取引は日中立会をもって終わる。
- (1) 貴金属
 - イ 金にあつては、限月を同一とする金の現物先物取引の当月限納会日の前営業日
 - ロ 白金にあつては、限月を同一とする白金の現物先物取引の当月限納会日の前営業日
 - (2) 石油
 - イ ガソリンにあつては、当月限が属する月の最終営業日
 - ロ 灯油にあつては、当月限が属する月の最終営業日
 - ハ 軽油にあつては、当月限が属する月の最終営業日
 - ニ 原油にあつては、当月限が属する月の最終営業日
- 3 限日現金決済先物取引は、1の計算区域（清算機構が定める計算区域をいう。以下同じ。）の日中立会をもって終わる。
- 4 オプション取引の当月限取引最終日は、限月を同一とする金の現物先物取引の当月限

納会日の前営業日とし、当月限の取引は日中立会をもって終わる。

(新甫発会日等)

第15条 現物先物取引の新甫（新たに生まれる限月をいう。以下同じ。）発会日は、当月限納会日の翌営業日とし、新甫限月の取引は日中立会から開始する。

2 限月現金決済先物取引の新甫発会日は、次に掲げる日とし、新甫限月の取引は日中立会から開始する。

(1) 貴金属

イ 金にあつては、限月を同一とする金の現物先物取引の当月限納会日の翌営業日

ロ 白金にあつては、限月を同一とする白金の現物先物取引の当月限納会日の翌営業日

(2) 石油

イ ガソリンにあつては、当月限が属する月の最終営業日の翌営業日

ロ 灯油にあつては、当月限が属する月の最終営業日の翌営業日

ハ 軽油にあつては、当月限が属する月の最終営業日の翌営業日

ニ 原油にあつては、当月限が属する月の最終営業日の翌営業日

3 限日現金決済先物取引は、前条第3項の計算区域の直後の計算区域から取引を開始する。

4 オプション取引の新甫発会日は、限月を同一とする現物先物取引の新甫発会日の翌営業日とし、日中立会から取引を開始する。

(先物取引の期限)

第16条 現物先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) ゴム 新甫発会日の属する月の翌月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(2) 貴金属 新甫発会日の属する月の翌月から起算した12月以内の各偶数月とし、6限月制とする。

(3) 石油 ガソリン、灯油及び軽油にあつては、新甫発会日の属する月の翌々月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(4) 中京石油 新甫発会日の属する月の翌々月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(5) アルミニウム 新甫発会日の属する月の翌月から起算した12月以内の各偶数月とし、6限月制とする。

(6) 農産物・砂糖

イ 一般大豆 新甫発会日の属する月の翌月から起算した12月以内の各偶数月とし、6限月制とする。

ロ 小豆 新甫発会日の属する月の翌月から起算した6月以内の各月とし、6限月制

とする。

ハ とうもろこし 新甫発会日の属する月の翌々月から起算した12月以内の各奇数月とし、6限月制とする。

ニ 粗糖 新甫発会日の属する月の3月後から起算した12月以内の各奇数月とし、6限月制とする。

2 現金決済先物取引の期限は、次のとおりとする。

(1) 限月現金決済先物取引

イ 貴金属 金及び白金にあつては、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12月以内の各偶数月とし、6限月制とする。

ロ 石油

(i) ガソリン、灯油及び軽油にあつては、新甫発会日の属する月から起算した7月以内の各月とし、7限月制とする。

(ii) 原油にあつては、新甫発会日の属する月から起算した6月以内の各月とし、6限月制とする。

(2) 限日現金決済先物取引

限日現金決済先物取引の期限は、1の計算区域とする。

3 オプション取引の期限は、新甫発会日の属する月の翌月から起算した12月以内の各偶数月とし、6限月制とする。

(限日取引)

第16条の2 限日現金決済先物取引は、1の計算区域の立会時間において成立し、又は1の計算区域の直前の計算区域の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又は建玉が発生した計算区域の立会時間終了時におけるロールオーバーにより消滅する限日取引とする。

2 前項に規定する「ロールオーバー」とは、限日現金決済先物取引の建玉について、その建玉が存在する計算区域において転売又は買戻しが行われないときは、当該計算区域を限日とする建玉が当該計算区域の日中立会終了時に消滅し、同時に、消滅した建玉と同一の内容（限日については当該計算区域の直後の計算区域とする。）を有する建玉が新たに発生することをいう。

(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等)

第17条 現物先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位及び受渡単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率、受渡単位を呼値で除した数値を受渡単位の倍率とする。

(商品市場)	(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)	(受渡単位)
ゴム市場	くん煙シート(別名RSS)	1キログラム	10銭	1枚 5,000キログラム	1枚 5,000キログラム
貴金属市場	金	1グラム	1円	1枚 1キログラム	1枚 1キログラム
貴金属市場	銀	1グラム	10銭	1枚 10キログラム	1枚 30キログラム
貴金属市場	白金	1グラム	1円	1枚 500グラム	1枚 500グラム
貴金属市場	パラジウム	1グラム	1円	1枚 500グラム	1枚 3,000グラム
石油市場	ガソリン	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル	1枚 100キロリットル
石油市場	灯油	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル	1枚 100キロリットル
石油市場	軽油	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル	1枚 100キロリットル
中京石油市場	ガソリン	1キロリットル	10円	1枚 10キロリットル	1枚 10キロリットル
中京石油市場	灯油	1キロリットル	10円	1枚 10キロリットル	1枚 10キロリットル
アルミニウム市場	アルミニウム	1キログラム	10銭	1枚 5,000キログラム	1枚 25,000キログラム
農産物・砂糖市場	一般大豆	1,000キログラム	10円	1枚 25,000キログラム	1枚 25,000キログラム
農産物・砂糖市場	小豆	1袋(正味30キログラム)	10円	1枚 2,400キログラム	1枚 2,400キログラム
農産物・砂糖市場	とうもろこし	1,000キログラム	10円	1枚 50,000キログラム	1枚 50,000キログラム
農産物・砂糖市場	粗糖	1,000キログラム	10円	1枚 50,000キログラム	1枚 50,000キログラム

2 現金決済先物取引の呼値及びその単位並びに取引単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率とする。

(1) 限月現金決済先物取引

イ 第62条第1項に掲げる商品

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)
金	1グラム	1円	1枚 100グラム
白金	1グラム	1円	1枚 100グラム

ロ 第62条第2項第1号に掲げる商品

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)
ガソリン	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル
灯油	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル
軽油	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル

ハ 第62条第2項第2号に掲げる商品

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)
ガソリン	1キロリットル	10円	1枚 10キロリットル
灯油	1キロリットル	10円	1枚 10キロリットル
軽油	1キロリットル	10円	1枚 10キロリットル

二 第62条第2項第3号に掲げる商品

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)
原油	1キロリットル	10円	1枚 50キロリットル

(2) 限日現金決済先物取引

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)
金	1グラム	1円	1枚 100グラム
白金	1グラム	1円	1枚 100グラム

- 3 オプション取引の呼値及びその単位並びに取引単位及び権利行使単位は、オプション取引実施細則に定める場合を除き、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率、権利行使単位を呼値で除した数値を権利行使単位の倍率とする。

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)	(権利行使単位)
金	1グラム	1円	1枚 100グラム	1枚 100グラム

- 4 現物取引の呼値及びその単位並びに取引単位及び受渡単位は、次のとおりとし、取引単位を呼値で除した数値を取引単位の倍率、受渡単位を呼値で除した数値を受渡単位の倍率とする。

(1) 第68条の5第1号に規定する受渡方法による現物取引

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)	(受渡単位)
金	1グラム	1円	1枚 1キログラム	1枚 1キログラム

(2) 第68条の5第2号に規定する受渡方法による現物取引

(上場商品構成品)	(呼値)	(呼値の単位)	(取引単位)	(受渡単位)
金	1グラム	1円	1枚 100グラム	1枚 100グラム

- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、立会外取引、E F P取引、E F S取引及びE F F取引の呼値の単位は、各細則に定めるものとする。

第4章 取引の締結及び制限

(取引の締結の方法等)

第18条 取引の締結の方法は、当社が設置する電子計算機等を利用した売買システムによる売買（以下「システム売買」という。）による個別競争売買を原則とし、取引参加者はシステム売買実施細則に定める事項を取引参加者端末に入力し、取引を行わなければならない。

- 2 取引参加者は、当社の市場における取引業務を担当する役員又はその責任者の地位にあたる従業員のうち1名を当社における業務責任者として選任し、書面をもって当社に届け出るものとする。

(個別競争売買)

第 19 条 複数約定方式による個別競争売買（以下「ザラバ取引」という。）においては、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も低い値段の売注文と最も高い値段の買注文とが合致するとき、その値段を約定値段（指数先物取引にあっては、約定数値をいう。以下同じ。）とし、次条に定める売買注文の順位に従って対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。

2 次の各号に掲げる単一約定方式による個別競争売買（以下「板合わせ」という。）においては、売注文の競合、買注文の競合及び売注文と買注文の争合により、最も高い値段を指定した売買注文の値段に呼値の単位の 1 単位加算した値段から、最も低い値段を指定した売買注文の値段に呼値の単位の 1 単位減算した値段までの間であって、売注文の合計数量と買注文の合計数量が最大となるとき、当該値段を約定値段とし、次条に定める売買注文の順位に従って対当する売買注文の間に取引を成立させるものとする。

- (1) 寄付板合わせ（立会開始時の板合わせをいう。以下同じ。）の約定値段
- (2) 引板合わせ（立会終了時の板合わせをいう。以下同じ。）の約定値段
- (3) 第 8 条、第 80 条、第 82 条及び第 82 条の 2 の規定により、臨時に立会を停止した場合の立会再開時又は臨時に立会を行う場合の立会開始時の約定値段
- (4) 第 9 条の規定により、立会を一時中断した場合の立会再開時の約定値段

3 前項において、売注文の合計数量と買注文の合計数量が最大となる値段が複数ある場合は、システム売買実施細則の定めるところにより約定値段を決定する。

(個別競争売買の原則)

第 20 条 システム売買における売買注文の順位は、次の各号によるものとする。

- (1) 低い値段の売注文は、高い値段の売注文に優先し、高い値段の買注文は、低い値段の買注文に優先する。
- (2) 成行注文（値段を指定しない売買注文）は、それ以外の売買注文に値段的に優先し、成行注文相互間の順位は、同順位とみなす。
- (3) 同一値段の売買注文及び成行注文は、中央処理装置に登録された時間の先後により、先に登録された売買注文が、後に登録された売買注文に優先するものとする。

(売買注文の種類)

第 21 条 システム売買における売買注文の種類は、システム売買実施細則に定めるところによるものとする。

(売買注文の状況の配信)

第 22 条 当社は、システム売買実施細則に定めるところにより、売買注文の状況を取引参加者に配信し、周知するものとする。

(取引の確認)

第 23 条 当社は、売買約定が成立したときは、直ちにその旨を取引参加者に通知するものとする。

- 2 取引参加者は、前項により売買約定成立の通知を受けたときは、直ちにその内容を確認するものとする。
- 3 個別競争売買に加わった他の取引参加者が前項の規定による確認を行わなかったために損害を受けた取引参加者は、遅滞なく、その旨を当社に届け出て、当該取引参加者に賠償を要求することができる。

(委託区分訂正)

第 24 条 取引参加者は、第 19 条、次条及び第 26 条の規定により成立した売買約定の全部又は一部について、システム売買実施細則に定めるところにより、委託区分の訂正を当社に対し行うことができる。

(取引参加者端末故障時の付替)

第 25 条 取引参加者端末の故障により取引の代理を他の取引参加者に依頼しようとする取引参加者は、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。

- 2 当社は、前項の規定に基づき、取引の代理を行った取引参加者から、代理した取引につき、取引の代理を依頼した取引参加者に付替える旨の申出があった場合においては、当該取引参加者の売買約定が成立したものとみなす。この場合の申出は午後 4 時までに行うものとする。ただし、取引参加者端末の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定により、付替の申出を行った取引参加者の名において成立した売買約定は、当該申出によって消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先の取引参加者の名において成立した売買約定として、あらたに発生するものとする。

(ギブアップ)

第 26 条 ギブアップとは、第 19 条の規定により売買約定が成立した後、当該売買約定を成立させた取引参加者（以下第 28 条の 3 までにおいて「付替元取引参加者」という。）の売買約定の全部又は一部について、他の取引参加者（以下第 28 条の 3 までにおいて「付替先取引参加者」という。）の売買約定が成立したものとして付替えること（前条の規定による場合を除く。）をいう。

- 2 前項において、付替元取引参加者の名において成立した売買約定は、第 28 条に規定するテイクアップ申出を受けたことを条件として消滅し、消滅した売買約定と同一内容の売買約定が、付替先取引参加者の名において成立した売買約定として、あらたに発生するものとする。
- 3 第 1 項に規定するギブアップを行おうとする取引参加者は、ギブアップ細則に定める

要件を満たした上で、付替元取引参加者と付替先取引参加者との間でギブアップ契約を締結するものとし、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。

(ギブアップ申出)

第 27 条 付替元取引参加者は、ギブアップの対象となる売買約定について、当該売買約定の内容及び付替先取引参加者を指定し、当社に申出（以下「ギブアップ申出」という。）を行うことができる。当該申出は、当該売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2 当社は、ギブアップ申出を受けた場合には、その内容を付替元取引参加者が指定した付替先取引参加者に通知するものとする。

(テイクアップ申出)

第 28 条 付替先取引参加者は、前条第 2 項に基づく通知を受けた売買約定のギブアップ申出を引き受ける場合には、その旨の申出（以下「テイクアップ申出」という。）を当該売買約定が成立した計算区域の日中立会終了後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

2 当社は、テイクアップ申出を受けた場合には、その旨をギブアップ申出を行った付替元取引参加者に通知するものとする。

3 当社は、付替先取引参加者から第 1 項の規定に基づくテイクアップ申出がなされなかった場合には、ギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

(ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例)

第 28 条の 2 第 27 条第 1 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出等（ギブアップ申出及びテイクアップ申出をいう。以下同じ。）の対象となる売買約定が成立した計算区域の 3 営業日後のギブアップ細則に定める時限までに当社にギブアップ申出等を行うことができる。

2 当社は、付替先取引参加者から前項の規定に基づくテイクアップ申出がなされなかった場合には、ギブアップ申出に係る売買約定の引受けを拒否したものとみなし、ギブアップは成立しないものとする。

(ギブアップの取消し)

第 28 条の 3 付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当社が認めた場合には、ギブアップ申出等の取消しの申出を行うことができる。当該申出は、付替元取引参加者及び付替先取引参加者がギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定が成立した計算区域の 3 営業日後のギブアップ細則に定める時限までに当社に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当月限の売買約定について、付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、当月限納会日（現金決済先物取引、指数先物取引及びオプション取引にあっては取引最終日）が属する計算区域の翌計算区域以降は、ギブアップ申出等の取消しの申出を行うことができないものとする。
- 3 当社は、ギブアップ申出等の取消しの申出を受けた場合には、その旨を付替元取引参加者及び付替先取引参加者に通知するものとする。

（違約処理の場合の特例）

- 第 29 条** 当社は、第 74 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に定めるところにより違約玉の処理を行った場合、当該取引参加者の申出に基づき当該売付けの数量又は買付けの数量について当社が指定する日において売買約定が成立したものとみなす。
- 2 前項の規定は、第 73 条第 1 項から第 3 項までの場合について準用する。この場合において、「当社が指定する日において」とあるのは「当社が指定した値段をもって」と読み替えるものとする。

（売買注文、取引又は建玉の制限）

- 第 30 条** 当社は、必要があると認めるときは、全部又は一部の限月（オプション取引にあってはオプション銘柄とする。以下この条において同じ。）につき、取引参加者（第 87 条各号に規定する取引参加者を総称していう。以下この条及び次編において同じ。）に対し、次の各号に掲げる制限を設けることができる。
- (1) 売買注文数量その他の売買注文の制限
 - (2) 取引数量その他の取引の制限
 - (3) 売建玉（建玉のうち、売付けの約定をいう。以下同じ。）と買建玉（建玉のうち買付けの約定をいう。以下同じ。）との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量の制限
 - (4) 次項第 1 号に規定する委託者から取引の委託を受けること又は次項第 2 号に規定する海外顧客から取引の依頼を受けることの制限
- 2 当社は、必要があると認めるときは、全部又は一部の限月につき、次の各号に掲げる者（以下「委託者等」という。）に対し、前項第 1 号から第 3 号までに掲げる制限を設けることができる。
 - (1) 委託者
 - (2) 遠隔地仲介取引参加者に取引の依頼をする者（非居住者に限る。以下「海外顧客」という。）
 - (3) 商品先物取引業を行うことについて法第 190 条第 1 項の規定により主務大臣の許可を受けている者（以下「商品先物取引業者」という。）であって、取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。）に取引の委託をする者（以下「取次委託者」という。）

- (4) 外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定に相当する当該外国の法令に規定する同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者又はこれに準ずる外国の者（以下「外国商品先物取引業者」という。）に取引の依頼をする者
- 3 当社は、前2項に基づく売買注文の制限を行った場合、当該制限を超える注文を発注した取引参加者に対し、該当する注文の取消しを行わせること、又は前2項に基づく売建玉と買建玉との差引き数量、総建玉数量の最高限度その他の建玉数量の制限を行った場合、当該制限を超える建玉を有する取引参加者に対し、該当する建玉の処分を行わせることができる。
- 4 当社は、当社の市場における取引について、第1号のいずれかの要件に該当し、必要があると認めたときは、第2号の制限又は規制を行うことができる。
- (1) 要件
- イ 取引の状況に異常があると認めるとき又はそのおそれがあると認めるとき
 - ロ 買占め、売り崩し等公正な価格形成若しくは取引の決済を妨げ又はそのおそれがあると認めるとき
 - ハ その他市場の管理のため取引を継続して行わせることが適当でないとき
- (2) 制限又は規制
- イ 取引を行った取引参加者に対し、売買注文若しくは取引を制限すること又は建玉の処分を行わせること
 - ロ 取引を受託した受託取引参加者に対し、当該取引の委託者に係る売買注文若しくは取引の受託を制限し又は該当する建玉の処分を行わせること
 - ハ 取引の依頼を受けた遠隔地仲介取引参加者に対し、当該取引の海外顧客に係る売買注文若しくは取引の依頼を受けることを制限し又は該当する建玉の処分を行わせること
 - ニ その他適当な規制
- 5 当社は、当社の市場において、前項第1号のいずれかに該当したとき又はその疑いがあると認めたときは、取引参加者に対し説明を求め、又は資料の提出を求めるものとし、特に必要と認める場合、委託者等に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 当社は、前項の規定に基づき説明を求め、又は資料の提出を求めた場合において、当該委託者等がこれを拒んだときは、当該委託者等に係る取引を受託した受託取引参加者又は取引の依頼を受けた遠隔地仲介取引参加者に対し、当該委託者等に係る新規取引の受託又は取引の依頼を受けることを制限し、又は当該委託者等に係る建玉の処分を行わせることその他適当な規制を行うことができる。
- 7 当社は、取次者及び外国商品先物取引業者が、各市場管理細則に定めるところにより建玉の報告をすることとなった場合において、当該取次者及び外国商品先物取引業者が

報告をせず、又はその報告に虚偽があったと認めるときは、当該取次者及び外国商品先物取引業者から取引を受託している受託取引参加者に対して、当該取次者及び外国商品先物取引業者との取引の全部又は一部を制限させることができる。

(特別売買)

第31条 受託取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、当社の市場における立会において次の各号の一に該当するときは、同一約定値段において、同一限月（オプション取引にあってはオプション銘柄とする。）、かつ、同一数量につき、当社の指定したところにより立会中又は立会終了後申し出て、その承認を受けたものについては、自己が売方及び買方となって売買約定を成立させることができる。

(1) 取引参加者端末の故障等により執行することができない委託若しくは依頼による売買注文を、委託若しくは依頼による売買注文同士又は委託若しくは依頼による売買注文と自己の計算による売買注文とを対当させて、委託者又は海外顧客から売買注文を受けた直後の値段により売買約定を成立させるとき

(2) 前号に定めるもののほか、当社が特に必要と認めたとき

2 取引参加者は、当月限納会日の日中立会終了時において、当月限の建玉が、受渡単位を取引単位で除した値の整数倍にならなかったときは、当社に申し出て、その承認を受けたものについては、清算機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。

3 前項において、当該取引参加者のみで売買約定が成立しない場合であって、当社が認めたときは、当該取引参加者及び他の取引参加者は、当社に申し出て、その承認を受けたものについては、清算機構が定める当月限の最終帳入値段をもって、売買約定を成立させることができる。

4 取引参加者は、建玉について、現物先物取引の当月限納会日までに、市場の状況その他やむを得ない理由により、転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなり、かつ、当該受渡しの履行ができない場合であって、当該日の日中立会終了後において、他の取引参加者と約定値段について合意したときは、当社に申し出て、当社がその承認をしたものについては、当社は当該約定値段をもって、売買約定を成立させることができる。

5 前各項の申出は、当該計算区域の日中立会終了後の午後4時30分までに行うものとする。ただし、取引参加者端末の故障等やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(立会外取引による売買)

第31条の2 立会外取引とは、現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及びオプション取引において、同一価格により、同一限月（オプション取引にあってはオプション銘柄とする。）、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。

- 2 立会外取引の申出は、立会外取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力して行うものとする。
- 3 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 4 当社は、第1項の立会外取引について、適当でないと認めるときは、これを取り消すことができる。
- 5 当社は、第1項の立会外取引が成立したとき又は前項の規定による取消しを行ったときは、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。

(立会外取引の停止)

第31条の3 当社は、次の各号の一に該当する場合には、立会外取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) 立会外取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合その他市場の状況を勘案し、立会外取引を継続して行わせることが適当でないと認める場合
- (2) 第8条の規定により臨時に立会を停止した場合
- (3) 前2号のほか、当社が必要と認める場合

(E F F取引による売買)

第31条の3の2 E F F取引とは、現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引において、ある上場商品構成品の取引について、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させ、同時に同じ上場商品構成品の取引を、同一価格により、同一限月、かつ、同一数量の売注文及び買注文につき、当該売買約定を成立させる取引をいう。

- 2 E F F取引の申出は、E F F取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力して行うものとする。
- 3 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 4 当社は、第1項のE F F取引について、適当でないと認めるときは、これを取り消すことができる。
- 5 当社は、第1項のE F F取引が成立したとき又は前項の規定による取消しを行ったときは、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。

(E F F取引の停止)

第31条の3の3 当社は、次の各号の一に該当する場合には、E F F取引の全部又は一部を停止することができる。

- (1) E F F取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合

の他市場の状況を勘案し、E F F取引を継続して行わせることが適当でないとする場合

- (2) 第8条の規定により臨時に立会を停止した場合
- (3) 前2号のほか、当社が必要とする場合

(E F P取引及びE F S取引による売買)

第32条 取引参加者は、E F P取引及びE F S取引実施細則に定めるところにより、次の各号の取引について事前に当社に申し出て、次項第1号の承認を受けたものについては、第3項の申出を行うことができる。

- (1) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引（E F P取引及びE F S取引実施細則に定める上場商品構成品と交換可能な商品現物型E T Fを含む。以下同じ。）の売買契約を締結した取引参加者又は委託者等が、現物取引の売契約者の当社における買付注文と、現物取引の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「E F P取引」という。）
- (2) 現物先物取引及び現金決済先物取引において、現物取引の売買契約に付随する変動価格と固定価格を交換する取引（以下「スワップ取引」という。）の契約を締結した取引参加者又は委託者等が、固定価格の売契約者の当社における買付注文と、固定価格の買契約者の当社における売付注文を、同一価格において、同一限月、かつ、同一数量につき、当該注文の売買約定を成立させる取引（以下「E F S取引」という。）
- 2 E F P取引又はE F S取引（以下「E F P取引等」という。）の事前申出、事前承認等は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 取引参加者は、E F P取引等を行おうとするときは、E F P取引及びE F S取引実施細則に定めるところにより事前に当社に申し出て、その承認を受けるものとする。
 - (2) 前号の申出を行った取引参加者は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。
 - (3) 当社は、第1号の申出について、支障がないとするときは、これを承認するものとする。
 - (4) 当社は、第1号の承認について、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。
- 3 前項の事前承認を受けた取引参加者は、E F P取引及びE F S取引実施細則に定めるところにより、取引参加者端末に入力してE F P取引等に係る申出を行うものとする。
- 4 前項の申出は、売付け又は買付けのいずれか一方の申出とこれと対当させるために行われた申出とが合致したときに成立するものとする。
- 5 当社は、第3項の申出が成立したときは、遅滞なく当該申出を行った取引参加者に対し、通知するものとする。

(E F P取引等の申出対象限月等)

第33条 E F P取引等の申出を行うことができる限月は、第16条第1項及び第2項に定める限月とする。ただし、当月限については、当月限納会日（現金決済先物取引にあつては当月限取引最終日）から起算して5営業日前に当たる日の夜間立会以降の新規に売買約定を成立させる取引の申出及び納会日の前々営業日の夜間立会以降の転売又は買戻しにより売買約定を結了させる取引の申出を除く。

(E F P取引等の申出価格)

第34条 申出価格については、次の各号のいずれかに該当し、当事者間で合意した価格とする。

- (1) 申出限月における申出の属する計算区域の帳入値段
- (2) 申出限月における申出の属する計算区域の高値と安値の範囲内
- (3) 申出限月における申出の属する計算区域の前計算区域の帳入値段の±100分の1の範囲内
- (4) 第2号に掲げる高値と前号に掲げる帳入値段の-100分の1の範囲内又は第2号に掲げる安値と前号に掲げる帳入値段の+100分の1の範囲内
- (5) 前各号のほか、当社の取引状況を勘案した適正かつ合理的なものと当社が認めた値段

(E F P取引等の取引の停止)

第35条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、E F P取引等の全部又は一部を停止することができる。

- (1) E F P取引等の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合
その他市場の状況を勘案し、E F P取引等を継続して行わせることが適当でないとする場合
- (2) 第8条の規定により臨時に立会を停止した場合
- (3) 前2号のほか、当社が必要と認める場合

(ストップロス取引による売買)

第35条の2 ストップロス取引とは、委託者との間で、損失限定取引（商品市場における相場等に係る変動により生ずることとなる損失（委託手数料を除く。）の額が、委託者証拠金等（受託契約準則に規定する委託者証拠金及び当該取引に必要なものとして受託取引参加者が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。以下同じ。）の額を上回るおそれのないものをいう。）に関する契約（以下「損失限定取引契約」という。）を締結した受託取引参加者が、現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引において、損失限定取引契約に定めるところにより、当該受託取引参加者の自己の計算による注文と、当該委託者による転売又は買戻し注文を、同一価格により、

同一限月、かつ、同一数量につき、当社に申し出て、当該売買約定を成立させる取引をいう。

- 2 前項に規定する損失限定取引契約は、委託者証拠金等、ロスカット水準の値段（ロスカット注文（委託者がその計算において行った取引を決済した場合に委託者に生ずることとなる損失の額又はその委託者証拠金等に対する割合（以下「計算上の損失の額又は割合」という。）が、当該委託者との間であらかじめ約した計算上の損失の額又は割合に達した場合に行う転売又は買戻しの注文をいう。以下同じ。））を実行することとする計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。）及びロスカット限度水準の値段（ロスカット注文を実行する場合に設定する最大の計算上の損失の額又は割合に応じた値段をいう。以下同じ。）その他の事項が、ストップロス取引実施細則に定めるものを満たさなければならない。
- 3 当社は、ストップロス取引実施細則において、前項に規定する委託者証拠金等、ロスカット水準の値段及びロスカット限度水準の値段が過去の価格の変動等を踏まえ、委託者に生ずることとなる損失が委託者証拠金等を超えないように定めるものとする。
- 4 ストップロス取引の申出等は、次のとおり行うものとする。
 - (1) 申出を行う受託取引参加者は、ストップロス取引実施細則に定める書類を当社に提出しなければならない。
 - (2) ストップロス取引は、損失限定取引契約に定めるところにより、ロスカット注文が失効した時点をもって成立するものとし、前号の申出を行った受託取引参加者は、当該申出の訂正又は取り消しを行うことができない。
 - (3) 当社は、成立した申出について、遅滞なく当該申出の対象となった受託取引参加者に対し通知するものとする。
- 5 前項第3号を除く前各項の規定については、取次者及び取次委託者との間において準用する。

第4章の2 現物取引の売買等

（適用）

第35条の2の2 第2章（第7条及び第8条を除く。）及び第4章（第23条第2項及び第29条第1項を除く。）の規定にかかわらず、現物取引については、この章の定めるところによるものとする。

（現物取引の取引時間）

第35条の2の3 現物取引の取引時間は、午前10時から午後2時30分までとする。

(現物取引の締結方法)

第35条の2の4 現物取引の締結の方法は、取引参加者間における相対売買とし、取引参加者は、原則として、現物取引実施細則に定める事項を当社が設置する電子計算機等を利用した相対交渉システム（以下「相対交渉システム」という。）に入力し、取引を行わなければならない。

2 第80条及び第124条の規定は、現物取引について準用する（第80条第1項第6号の規定を除く。）。この場合において、これらの規定中「売買システム」とあるのは「相対交渉システム」と、「システム売買」とあるのは「相対売買」と、それぞれ読み替えるものとする。

(相対売買)

第35条の2の5 相対売買においては、取引参加者間で受渡供用品、受渡場所、受渡値段その他の現物取引実施細則に定める事項について相対交渉システムによる交渉を行い、当該交渉が合意に至った場合には、売買取引が成立するものとする。

2 前項の規定により、売買取引が成立したときは、当社は速やかに当該取引を行った取引参加者に対し、その旨を通知する。

(現物取引の制限)

第35条の2の6 第30条の規定は、現物取引の売買について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「全部又は一部の限月」とあるのは、「現物取引」と読み替えるものとする。

第4章の3 取引の決済

(商品市場における取引の決済)

第35条の3 当社は、当社の市場において成立した取引に関し、商品取引債務引受業を行わせる商品取引清算機関（商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。以下同じ。）として、清算機構を指定する。

2 当社の市場において成立した取引の決済は、清算機構の業務方法書の定めるところにより、清算参加者と清算機構との間で行う。

3 清算機構において清算資格（清算機構の業務方法書に規定する清算資格をいう。以下同じ。）を有しない取引参加者（以下「非清算参加者」という。）の取引の決済に関する事項は、第127条に定めるところにより非清算参加者と当該非清算参加者が商品清算取引の委託をした清算参加者との間で行う。

第5章 先物取引の清算

(帳入値段等)

第36条 現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及びオプション取引の帳入値段は、当社が次の各号に掲げる値段を清算機構に通知し、清算機構が定める値段とする。

- (1) 現物先物取引、石油の限月現金決済先物取引及び指数先物取引については、システム売買実施細則に定める約定値段を除き、個別競争売買により成立した1の計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域（新甫限月にあつては直前限月）の帳入値段
 - (2) 金の限月現金決済先物取引については、限月を同一とする金の現物先物取引の1の計算区域の帳入値段
 - (3) 白金の限月現金決済先物取引については、限月を同一とする白金の現物先物取引の1の計算区域の帳入値段
 - (4) 限日現金決済先物取引については、第63条の2に規定する理論現物価格
 - (5) オプション取引については、オプション取引実施細則に定める方法によって算出した値段
 - (6) 第1号の規定にかかわらず、現物先物取引の納会日における当月限の取引にあつては、日中立会開始時刻から同日の日中立会終了時刻までの間において、システム売買実施細則に定める約定値段及び取引数量を除き、個別競争売買により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段とし、当該時間に約定値段がない場合は同一計算区域の最終約定値段とし、当該計算区域において約定値段がない場合は直前計算区域の帳入値段
 - (7) 前各号により算出した値段が適当でないとき当社が認めた場合には、その計算区域における他の限月の値段又は市況を考慮して当社が指定した値段
- 2 前項の規定にかかわらず、全ての限月（オプション取引にあつてはオプション銘柄とする。）において、売買約定が成立しなかった場合、又は休業日その他の事由により立会が行われない場合において、当社が必要と認めるときの帳入値段は、当社が指定した値段を清算機構に通知し、清算機構が定める値段とする。

(約定差金、帳入差金及び権利行使差金)

第37条 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引において、1の計算区域の帳入値段とその計算区域における約定値段との差額を約定差金という。

- 2 現物先物取引、現金決済先物取引及び指数先物取引において、1の計算区域の帳入値段とその直前計算区域の帳入値段との差額を帳入差金という。
- 3 オプション取引において、第64条の2に規定するオプション最終清算価格と権利行使価格の差額に権利行使単位の倍率を乗じて得た金額を権利行使差金という。

(転売買戻し申告等)

- 第 38 条** 取引参加者は、システム売買実施細則に定めるところにより、1 の計算区域の現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及びオプション取引の売買玉について、限月(オプション取引にあつてはオプション銘柄とする。)ごとに自己玉又は委託玉の別、新規売付玉、新規買付玉、買戻玉又は転売玉に区分し、それぞれの数量について当社に対し申告(以下「転売買戻し申告」という。)を行わなければならない。
- 2 付替元取引参加者及び付替先取引参加者は、ギブアップ申出等の対象となる売買約定及びギブアップ申出等の取消しの対象となる売買約定又は当該売買約定に関連する売買約定について、転売買戻し申告を行わなければならない。
 - 3 当社は、前2項の規定による転売買戻し申告に基づき、当該取引参加者の売建玉又は買建玉を加減する。
 - 4 当社は、第1項及び第2項の規定による転売買戻し申告の内容を清算機構に通知する。
 - 5 非清算参加者が、第1項及び第2項の規定による転売買戻し申告を行った場合には、遅滞なくその内容を指定清算参加者(第127条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。
 - 6 当社は、取引参加者が行った、1の計算区域の現物先物取引、現金決済先物取引、指数先物取引及びオプション取引の売買玉について、相場の変動等による異常事態が生じた場合等当社が特に必要と認めた場合、又は主務大臣の指示による場合には、取引参加者に対し、所要の報告をさせることができる。

(現物取引の通知)

- 第 38 条の 2** 当社は、取引参加者が行った、1 の計算区域の現物取引の売買玉について、その内容を清算機構に通知する。
- 2 非清算参加者は、1 の計算区域の現物取引の売買玉について、遅滞なくその内容を指定清算参加者に通知しなければならない。
 - 3 当社は、取引参加者が行った、1 の計算区域の現物取引の売買玉について、相場の変動等による異常事態が生じた場合等当社が特に必要と認めた場合、又は主務大臣の指示による場合には、取引参加者に対し、所要の報告をさせることができる。

(約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価の授受)

- 第 39 条** 約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価は、委託者又は海外顧客の計算をもってするものと、自己の計算をもってするものとに区分し、清算参加者は、清算機構の業務方法書に定めるところにより清算機構との間、非清算参加者は、指定清算参加者との間で授受する。この場合において、金銭を支払う非清算参加者は、清算機構が定める決済時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、当該指定清算参加者に交付しなければならない。

第6章 取引証拠金

(取引証拠金)

第40条 取引証拠金は、清算参加者が清算機構に対して支払い、又は引き渡すべき当社の市場における取引に係る債務及び非清算参加者が指定清算参加者に対して負担する当社の市場における取引に係る債務の履行を確保するためのものとして、清算機構に預託されるものとする。

2 当社の市場における取引について預託しなければならない取引証拠金は、次のとおりとする。

(1) 取引証拠金所要額は、当社の市場における建玉（オプション取引にあつては売建玉に限る。）につき、清算機構が業務方法書の規定に基づき定める取引証拠金等に関する規則（以下「清算機構取引証拠金規則」という。）の定めるところにより、清算機構に預託されるものをいう。

(2) 取引受渡証拠金は、当社の市場において、受渡しにより決済を行う場合の受渡玉について、当月限納会日（早受渡し及び申告受渡にあつては、当該決定日）の翌営業日の正午までに、清算機構に預託されるものをいう。

(清算参加者の取引証拠金)

第41条 清算参加者の当社の市場における取引に係る取引証拠金に関する事項は、清算機構取引証拠金規則によるものとする。

(非清算参加者の自己分の取引証拠金の差し入れ)

第42条 非清算参加者は、自己の計算をもってする建玉（オプション取引にあつては売建玉に限る。以下同じ。）及び受渡玉について、清算機構取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金維持額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券及び倉荷証券並びに外貨（清算機構取引証拠金規則で定めるものに限る。以下「充用有価証券等」という。）をもって差し入れることができる。

2 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、法第179条第8項の規定において準用する法第103条第8項の規定に基づく契約を清算機構の承認を受けて銀行等（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第44条第1項の銀行等をいう。以下同じ。）と締結し、清算機構にその旨を届け出ている場合は、清算機構取引証拠金規則の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。

(受託取引参加者たる非清算参加者の委託者分の取引証拠金の差し入れ又は預託)

第43条 受託取引参加者たる非清算参加者（以下この条において単に「非清算参加者」と

いう。)は、委託者の計算をもってする建玉及び受渡玉について、次項に規定する委託者分の取引証拠金維持額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れなければならない。

- 2 委託者分の取引証拠金維持額は、清算機構取引証拠金規則に規定する各委託者の取引証拠金維持額をすべての委託者について合算した額とする。
- 3 非清算参加者は、委託者が取引証拠金を差し入れた場合にあつては、清算機構証拠金規則の規定により算出した委託者の預託必要額を、当該委託者の代理人として、指定清算参加者に差し入れなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、委託者が取引証拠金を差し入れた日から起算して4営業日までの間においては、当該委託者が取引証拠金として差し入れた金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額(清算機構が定める時価評価額をいう。以下同じ。)の合計額に相当する額以上の金銭をもって、取引証拠金として、指定清算参加者に差し入れることができる。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。
- 5 非清算参加者は、委託者が委託証拠金(非清算参加者が、委託者から当該委託証拠金を預託させることについて同意を得た上で、その預託を受け、それに相当する額以上の金銭及び充用有価証券等をもって取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて清算機構に預託された上で管理される金銭及び充用有価証券等をいう。以下この条並びに第45条第2項及び第4項において同じ。)を預託した場合にあつては、清算機構取引証拠金規則の規定により算出した委託者の預託必要額を取引証拠金として金銭及び充用有価証券等をもって、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、非清算参加者は、当該委託者が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額以上の額を取引証拠金として差し入れなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、非清算参加者は、法第179条第7項の規定において準用する法第103条第7項の規定に基づいて、主務大臣の承認を受けて、銀行等と契約を締結し、清算機構にその旨を届け出ている場合は、清算機構取引証拠金規則の規定により、当該契約額の範囲内で預託を猶予することができる。
- 7 第3項から前項までの場合において、非清算参加者は、各委託者が非清算参加者に取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格(清算機構が定める充用価格をいう。以下同じ。)により評価した額の合計額が清算機構取引証拠金規則に規定する当該委託者の取引証拠金維持額に満たないときは、当該取引証拠金維持額から当該委託者が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、指定清算参加者に取引証拠金として差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。
- 8 第3項の規定にかかわらず、非清算参加者は委託者が取引証拠金を充用有価証券等で

差し入れている場合であって、当社の受託契約準則の規定に基づき当該充用有価証券等を当該委託者の債務の弁済に充当する場合にあつては、当該充用有価証券等の換価処分を行うまでの間、第4項の規定に準じて取引証拠金を差し入れなければならない。この場合において、当該充用有価証券等については、清算機構証拠金規則の定めるところによるものとする。

(遠隔地仲介取引参加者たる非清算参加者の海外顧客分の取引証拠金の差し入れ又は預託)

第43条の2 遠隔地仲介取引参加者たる非清算参加者（以下この条において単に「非清算参加者」という。）は、海外顧客の計算をもってする建玉及び受渡玉について、次項に規定する海外顧客分の取引証拠金維持額以上の額の取引証拠金を、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。

- 2 海外顧客分の取引証拠金維持額は、清算機構取引証拠金規則に規定する取引証拠金維持額とする。
- 3 非清算参加者は、海外顧客が委託証拠金（非清算参加者が、海外顧客から委託証拠金として預託を受け、それに相当する額以上の金銭及び充用有価証券等をもって取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて清算機構に預託された上で管理される金銭及び充用有価証券等をいう。以下この条並びに第45条第3項及び第5項において同じ。）を預託した場合、清算機構取引証拠金規則の規定により算出した海外顧客の預託必要額を取引証拠金として金銭及び充用有価証券等をもって、指定清算参加者に差し入れなければならない。この場合において、非清算参加者は、海外顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額に相当する額以上の額を取引証拠金として差し入れなければならない。
- 4 前項において、非清算参加者は、海外顧客が非清算参加者に委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が清算機構取引証拠金規則に規定する海外顧客の取引証拠金維持額に満たないときは、当該取引証拠金維持額から海外顧客が預託した委託証拠金を差し引いた額以上の金銭をもって、指定清算参加者取引証拠金として差し入れなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。

(非清算参加者の取引証拠金の差入時限)

第44条 前3条の規定による取引証拠金の差し入れは、清算機構取引証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、同規則に定める区分を明示して行うものとする。

(非清算参加者の取引証拠金の維持)

第45条 非清算参加者は、自己分の取引証拠金として指定清算参加者に差し入れている金

銭の額、充用有価証券等を充用価格により評価した額及び清算機構取引証拠金規則の規定により預託が猶予された額の合計額が清算機構取引証拠金規則に規定する自己分の取引証拠金維持額に満たない場合は、その不足額以上の額を、自己分の取引証拠金として、清算機構取引証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、指定清算参加者に追加差し入れしなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、充用有価証券等をもって差し入れることができる。

- 2 受託取引参加者たる非清算参加者は、指定清算参加者に、第43条第3項から第6項まで及び第8項の規定により委託者の取引証拠金として差し入れている金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額が、当該委託者が取引証拠金として差し入れた又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、清算機構取引証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第43条第3項から第6項まで及び第8項に準じて指定清算参加者に委託者分の取引証拠金として追加差し入れしなければならない。
- 3 遠隔地仲介取引参加者たる非清算参加者は、指定清算参加者に、第43条の2第3項の規定により海外顧客の取引証拠金として差し入れている金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額が、海外顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等の時価評価額の合計額に満たない場合には、その不足額以上の額を、清算機構取引証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第43条の2第3項に準じて指定清算参加者に海外顧客分の取引証拠金として追加差し入れしなければならない。
- 4 受託取引参加者たる非清算参加者は、各委託者が取引証拠金として差し入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が清算機構取引証拠金規則に規定する委託者の取引証拠金維持額に満たないときは、その不足額以上の額を、清算機構取引証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第43条第7項に準じて指定清算参加者に委託者分の取引証拠金として追加差し入れしなければならない。
- 5 遠隔地仲介取引参加者たる非清算参加者は、海外顧客が委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券等を充用価格により評価した額の合計額が清算機構取引証拠金規則に規定する海外顧客の取引証拠金維持額に満たないときは、その不足額以上の額を、清算機構取引証拠金規則に定める預託時限までの指定清算参加者が指定する日時までに、第43条の2第4項に準じて指定清算参加者に海外顧客分の取引証拠金として追加差し入れなければならない。

(非清算参加者の取引証拠金維持額等の申告)

第46条 非清算参加者は、毎営業日、その指定清算参加者に対し、自己分の取引証拠金維持額及び委託者分又は海外顧客分の取引証拠金維持額並びに清算機構取引証拠金規則に規定する区分ごとの預託必要額を、当該指定清算参加者が指定する時限までに申告する

ものとする。

- 2 前項の場合において、充用有価証券等は、当該申告に係る預託日に適用される充用価格により評価した額とする。

第7章 受渡し及び最終決済等

第1節 現物先物取引における受渡し

(受渡しによる決済)

第47条 現物先物取引における受渡しに係る決済は、この節に定めるもののほか、各受渡細則に定めるところにより清算参加者がこれを行うものとする。ただし、非清算参加者にあつては、当該非清算参加者の指定清算参加者との清算受託契約（清算機構の業務方法書に規定する清算受託契約をいう。以下同じ。）において特段の定めがある場合であつて、かつ、当社が認めた場合には、当該非清算参加者が、直接、受渡しを行うことができることとする。この場合には、当該非清算参加者が受渡しをしたことをもって、当該非清算参加者の指定清算参加者がその受渡しを行ったものとみなす。

- 2 第58条の2の規定により、当社が定める受渡条件によらず受渡当事者間で合意した受渡条件による受渡し（以下「ADP」という。）を行う場合にあつては、前項中「各受渡細則」とあるのは「各受渡細則及びADP実施細則」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定に基づき受渡しによる決済を行うこととなった受渡玉について、受渡しの当事者たる取引参加者が受渡しを履行しない場合、当社は同項の規定にかかわらず、当該者に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる金額を清算機構に納入させ、清算機構が当該金額を当該受渡玉の相手方に交付することをもって第51条に規定する受渡値段により当該受渡玉を転売又は買戻したものとみなし、その売買約定を結了させるものとする。この場合において、当該者が負担する金銭の額は、当社がその都度定めて清算機構に通知するものとする。

- (1) 当該者が受方の場合 渡方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を販売するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額

- (2) 当該者が渡方の場合 受方が受渡しを履行するために要した費用、受渡品を調達するために必要となる費用、逸失利益及び遅延損害等に相当する額

- 4 前項において、受渡しの当事者たる取引参加者が、やむを得ない理由がないにもかかわらず、故意に受渡しを履行しない場合、当社は第130条の規定に基づき当該取引参加者に対し制裁を加えるものとする。

- 5 現物先物取引の違約中間玉（第71条第1項に規定する違約中間玉をいう。）の引受けにより成立した建玉について、第73条第2項及び第3項の規定により同条第2項第1号に規定する違約中間玉引受履行者となった者が、当該現物先物取引の当月限納会日まで

に転売又は買戻しにより決済することができず、受渡しを行うこととなった場合であつて、かつ、当該者からの申出を受け、当社が適当と認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、当該者に違約処理等に係る附加賠償額決定細則に定めるところにより定めた当該建玉の附加賠償額を負担させ、第51条に規定する受渡値段をもって当該建玉を転売又は買戻したものとみなし、その売買約定を結了させることができるものとする。

(受渡供用品)

第48条 受渡供用品は、上場商品構成品ごとに当社が指定するものとする。

(受渡場所)

第49条 受渡場所は、次のとおりとする。

- (1) ゴム市場にあつては、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、静岡県及び愛知県所在の営業倉庫のうち、当社が指定した倉庫とする。
 - (2) 貴金属市場にあつては、東京都及び神奈川県所在の営業倉庫のうち、当社が指定した倉庫とする。
 - (3) 石油市場（原油を除く。この章において、以下同じ。）にあつては、海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所又は貯蔵所（以下「製造所等」という。）のうち、当社が指定した場所とする。
 - (4) 中京石油市場にあつては、陸上出荷設備を有する愛知県名古屋市港区潮見町及び同県海部郡飛島村に所在する貯蔵所のうち、当社が指定した場所とする。
 - (5) アルミニウム市場にあつては、本邦所在の営業倉庫のうち、当社が指定した倉庫とする。
 - (6) 農産物・砂糖市場
 - イ 一般大豆にあつては、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び茨城県所在の営業倉庫のうち、当社が指定した倉庫とする。
 - ロ 小豆にあつては、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県及び北海道所在の営業倉庫のうち、当社が指定した倉庫とする。
 - ハ どうもろこしにあつては、川崎、横浜、千葉及び鹿島の各港に所在する荷受渡し（受渡品について荷卸を行うことをいう。以下同じ。）をすることができる埠頭のうち、当社が指定した埠頭とする。
 - ニ 粗糖にあつては、荷受渡しをすることができる港（以下「荷受渡港」という。）のうち、当社が指定した港とする。
- 2 前項第1号のゴム市場の受渡場所に係る地域のうち、静岡県及び愛知県については、ゴム市場管理細則に定める場合であつて、当社が必要と認めた場合の受渡しに限り、適用するものとする。

(受渡日時)

第50条 受渡日時は、次のとおりとする。

- (1) ゴム市場にあつては、毎月の最終営業日正午までとする。ただし、12月の受渡日時は、28日（休業日又は大納会に当たる場合は順次繰り上げる。）の正午までとする。
 - (2) 貴金属市場及びアルミニウム市場にあつては、毎偶数月の最終営業日正午までとする。ただし、12月の受渡日時は、28日（休業日又は大納会に当たる場合は順次繰り上げる。）の正午までとする。
 - (3) 石油市場及び中京石油市場にあつては、当月限の1日から末日までとし、受渡手続日時は、受渡日の前営業日の正午までとする。
 - (4) 農産物・砂糖市場
 - イ 一般大豆にあつては、当月限納会日の3営業日後から当月限の最終営業日（ただし、12月にあつては、最終営業日から起算して4営業日前に当たる日）までのうち、渡方が指定した営業日の正午までとする。
 - ロ 小豆にあつては、毎月の最終営業日の前営業日正午までとする。ただし、12月の受渡日時は、24日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）の正午までとする。
 - ハ どうもろこしにあつては、当月限の1日から末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日の正午までとする。
 - ニ 粗糖にあつては、農産物・砂糖受渡細則に別段の定めがある場合を除き、当月限の前月15日（休業日に当たる場合は順次繰り上げる。）から当月限末日までのうち、当該最初の荷受渡予定日の前営業日の正午までとする。
- 2 当社は、必要があると認めるときは、臨時に受渡日時を定めることができる。
 - 3 前項の場合には、当社は、あらかじめその旨を取引参加者及び清算機構に通知するものとする。

(受渡値段)

第51条 受渡値段は、清算機構が定める当月限の最終帳入値段とする。

(受渡代金)

- 第52条** 受渡代金は、標準品の受渡しを行う場合は、受渡値段に受渡数量を乗じて得た金額（ガソリンにあつては受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額、軽油にあつては軽油引取税が課される受渡しを行う場合は、受渡数量に応じた軽油引取税の税額分を加算した金額）（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。
- 2 ゴム市場及び農産物・砂糖市場において標準品以外の受渡供用品の受渡しを行う場合の受渡代金は、受渡値段にゴム受渡細則及び農産物・砂糖受渡細則に定める当該受渡供用品の格差を加減して、これに受渡数量を乗じて得た金額とする。

(受渡しに対する消費税)

第 53 条 受渡しに賦課される消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は、受渡代金を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。

(受渡品の倉荷証券等)

第 54 条 ゴム市場、貴金属市場、アルミニウム市場並びに農産物・砂糖市場のうち一般大豆及び小豆における受渡しは、第 49 条の規定による当社の指定する倉庫を営業する業者（以下「指定倉庫業者」という。）が発行した倉荷証券をもって行わなければならない。ただし、ゴム市場、貴金属市場及びアルミニウム市場にあつては、受方の同意があるときは、指定倉庫業者が当該受渡品の保管を確認し、当該荷渡指図書と引換えでなければ貨物を引き渡さない旨を確約した荷渡指図書（その発行の日から、3 月以内のものに限る。以下同じ。）をもって、倉荷証券に換えることができる。

2 石油市場及び中京石油市場における受渡しは、渡方又は渡方の指示に基づき第 49 条第 1 項第 3 号に定める製造所等及び第 49 条第 1 項第 4 号に定める貯蔵所が発行した出荷依頼書、出荷指図書、その他石油受渡細則及び中京石油受渡細則に定める受渡書類（以下「出荷依頼書等」という。）をもって行わなければならない。

3 農産物・砂糖市場のうちとうもろこし及び粗糖における受渡しは、渡方又は渡方の指示に基づき船会社等が作成した船荷証券、本船荷渡指図書、その他農産物・砂糖受渡細則に定める受渡書類をもって行わなければならない。

4 第 57 条及び第 58 条の規定によるゴム市場、貴金属市場（貴金属受渡細則に定める上場商品構成品に限る。）、アルミニウム市場及び農産物・砂糖市場（農産物・砂糖受渡細則に定める上場商品構成品に限る。）における受渡しは、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらずゴム受渡細則、貴金属受渡細則、アルミニウム受渡細則及び農産物・砂糖受渡細則に定めるものをもって行うことができる。

(受渡し終了までの保管料等)

第 55 条 渡方は、受渡しにより決済する倉荷証券又は荷渡指図書に係る保管料、保険料並びに農産物・砂糖市場のうち一般大豆及び小豆にあつては、出庫料を、当該受渡日の属する期まで負担しなければならない。

(早受渡し)

第 56 条 ゴム市場、貴金属市場及び農産物・砂糖市場にあつては、当月限の建玉を有する取引参加者は、第 50 条に定める受渡日以前の受渡し（以下この条において「早受渡し」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による早受渡しは、第 50 条及び第 51 条の規定にかかわらず、受渡しを行うことができる。

(申告受渡)

第 57 条 ゴム市場、貴金属市場（貴金属受渡細則に定める上場商品構成品に限る。）、石油市場、中京石油市場、アルミニウム市場及び農産物・砂糖市場（農産物・砂糖受渡細則に定める上場商品構成品に限る。）にあつては、当月限の建玉を有する取引参加者は、その全部又は一部について、第 50 条に定める受渡日以前の受渡し（以下この条において「申告受渡」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申告受渡は、第 48 条から第 51 条までの規定にかかわらず、受渡しを行うことができる。

(受渡条件調整)

第 58 条 ゴム市場、貴金属市場（貴金属受渡細則に定める上場商品構成品に限る。）、石油市場、中京石油市場、アルミニウム市場及び農産物・砂糖市場（農産物・砂糖受渡細則に定める上場商品構成品に限る。）にあつては、受渡しを行う取引参加者は、ゴム受渡細則、貴金属受渡細則、石油受渡細則、中京石油受渡細則、アルミニウム受渡細則及び農産物・砂糖受渡細則に定める期間内において、受渡条件について協議し、合意が得られた場合には、当該取引参加者間で受渡し（以下「受渡条件調整」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による受渡条件調整は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、受渡しを行うことができる。

(1) ゴム市場、貴金属市場、石油市場、中京石油市場及びアルミニウム市場にあつては、第 48 条及び第 49 条

(2) 農産物・砂糖市場

イ 一般大豆にあつては、第 48 条、第 49 条及び第 51 条

ロ 粗糖にあつては、第 48 条から第 50 条まで

(ADP)

第 58 条の 2 取引参加者は、各受渡細則に定める期間内に ADP を当社に申し出て、その承認を受けたものについては、ADP 実施細則に定めるところにより、これを行うことができる。

2 前項の規定による ADP においては、当社の承認をもって当該受渡しが行われたものとみなす。

(軽油の受渡しによる決済)

第 59 条 軽油の受渡しによる決済を行うことができる者は、石油受渡細則に定めるところによるものとする。

(軽油受渡しに関する通知)

第 60 条 当社は、総務省及び都道府県並びに経済産業省に対し、その要請に基づき、軽油

の受渡しに係る取引参加者名、委託者名及び受渡場所等に関する内容を通知することができる。

第2節 限月現金決済先物取引における最終決済

(最終決済日)

第61条 最終決済日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 貴金属 金及び白金にあつては、当月限取引最終日の翌営業日
- (2) 石油 当月限取引最終日の翌営業日

(最終決済価格)

第62条 貴金属市場における最終決済価格は、次の各号に掲げる価格とし、当社はこれを清算機構に通知するものとする。

- (1) 金にあつては、限月を同一とする金の現物先物取引の当月限納会日の日中立会開始後の最初の約定値段とし、日中立会開始後に約定がない場合は、当社が指定する値段
 - (2) 白金にあつては、限月を同一とする白金の現物先物取引の当月限納会日の日中立会開始後の最初の約定値段とし、日中立会開始後に約定がない場合は、当社が指定する値段
- 2 石油市場における次の各号に掲げる商品の最終決済価格は、石油最終決済価格決定細則に定める方法によって算出した価格とし、当社はこれを清算機構に通知するものとする。
- (1) 海上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所等での受渡しを対象とするガソリン、灯油及び軽油
 - (2) 陸上出荷設備を有する東京都、神奈川県及び千葉県に所在する製造所等での受渡しを対象とするガソリン、灯油及び軽油
 - (3) 原油

(当月限建玉の決済方法)

第62条の2 取引最終日の立会終了時における当月限の全ての建玉について、第61条に規定する最終決済日において、前条に規定する最終決済価格をもって、転売又は買戻したものとみなし、売買約定を結了するものとする。

(限月現金決済先物取引における希望受渡し)

第62条の3 当月限の売建玉を有する取引参加者と当月限の買建玉を有する取引参加者が合意した場合であつて、かつ、これらの者からの申出を受け、当社が適当と認めた場合には、前条の規定にかかわらず、受渡しにより売買約定を結了させることができるもの

とする。

- 2 前項の規定に基づき受渡しにより売買約定を結了させようとする取引参加者は、受渡当事者間で合意した次節に定める受渡条件による受渡し（以下「限月現金決済先物取引における希望受渡し」という。）を行うものとする。

第2節の2 限月現金決済先物取引における希望受渡し

（適用）

第62条の4 限月現金決済先物取引における希望受渡しについては、この節の定めるところによるものとする。

- 2 第47条第1項、第52条、第53条、第54条、第59条及び第60条の規定は限月現金決済先物取引における希望受渡しについて準用する。この場合において、第47条第1項中「現物先物取引における受渡し」とあるのは、「限月現金決済先物取引における希望受渡し」、第52条第1項中「標準品」とあるのは「現金決済先物取引の対象」と読み替えるものとする。

（限月現金決済先物取引における希望受渡しの対象）

第62条の5 限月現金決済先物取引における希望受渡しの対象とする上場商品構成品は、次のとおりとする。

- (1) ガソリン
- (2) 灯油
- (3) 軽油

（限月現金決済先物取引における希望受渡しの受渡単位）

第63条 限月現金決済先物取引における希望受渡しの受渡単位は、次のとおりとする。

- (1) 第62条第2項第1号に規定するガソリン、灯油及び軽油にあつては、1枚100キロリットルとする。
- (2) 第62条第2項第2号に規定するガソリン、灯油及び軽油にあつては、1枚10キロリットルとする。

第2節の3 限日現金決済先物取引における決済

（理論現物価格）

第63条の2 限日現金決済先物取引の理論現物価格は、限日現金決済先物取引における理論現物価格決定細則に定める方法によって算出した価格とし、当社はこれを清算機構に

通知するものとする。

(限日現金決済先物取引の建玉の決済方法)

第63条の3 限日現金決済先物取引の建玉については、転売又は買戻しにより売買約定を結了するものとする。

2 売建玉を有する取引参加者と買建玉を有する取引参加者が合意した場合であって、かつ、これらの者からの申出を受け、当社が適当と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、受渡しにより売買約定を結了させることができるものとする。

3 前項の規定に基づき受渡しにより売買約定を結了させようとする取引参加者は、受渡当事者間で合意した次節に定める受渡条件による受渡し（以下「限日現金決済先物取引における希望受渡し」という。）。

第2節の4 限日現金決済先物取引における希望受渡し

(適用)

第63条の3の2 限日現金決済先物取引における希望受渡しについては、この節の定めるところによるものとする。

2 第47条第1項、第48条、第49条第1項第2号、第53条及び第55条の規定は、限日現金決済先物取引における希望受渡しについて準用する。この場合において、第47条第1項中「現物先物取引における受渡し」とあるのは、「限日現金決済先物取引における希望受渡し」と読み替えるものとする。

(希望受渡しの受渡日時)

第63条の3の3 限日現金決済先物取引における希望受渡しの受渡日時は、当該取引が成立した日の翌々営業日の正午までとする。

(希望受渡しの受渡値段)

第63条の3の4 限日現金決済先物取引における希望受渡しの受渡値段は、当該取引が成立した日の限日現金決済先物取引の帳入値段とし、当社はこれを清算機構に通知するものとする。

(希望受渡しの受渡代金)

第63条の3の5 限日現金決済先物取引における希望受渡しの受渡代金は、受渡値段に取引参加者が合意した格差を加算して、これに受渡数量を乗じて得た金額とする。

(希望受渡しの受渡単位)

第63条の3の6 限日現金決済先物取引における希望受渡しの受渡単位は、次のとおりとする。

- (1) 金にあつては、1枚100グラムとする。
- (2) 白金にあつては、1枚500グラムとする。

(希望受渡しの受渡方法)

第63条の3の7 限日現金決済先物取引における希望受渡しの受渡方法は、次のとおりとする。

- (1) 金にあつては、第68条の5第2号の規定を準用する。この場合において、同号中「現物取引の受渡し」とあるのは、「限日現金決済先物取引の希望受渡し」と読み替えるものとする。
- (2) 白金にあつては、第54条第1項の規定を準用する。

(希望受渡しの受渡条件調整)

第63条の3の8 限日現金決済先物取引における希望受渡しを行う取引参加者は、貴金属受渡細則に定める期間内において、受渡条件について協議し、合意が得られた場合には、希望受渡しの受渡供用品及び受渡場所にかかわらず、受渡しを行うことができる。

第3節 オプション取引における権利行使等

(権利行使日等)

第64条 オプション取引の権利行使日は、取引最終日の翌営業日とする。

- 2 オプションの権利行使が行われたときは、権利行使日（取引参加者が権利行使を行う日をいう。以下同じ。）に次条に規定するオプション最終清算価格による決済を行うものとする。

(オプション最終清算価格)

第64条の2 オプション最終清算価格は、次の各号に掲げる価格とし、当社はこれを清算機構に通知するものとする。

- (1) 同一商品の限月を同一とする現物先物取引の当月限納会日の日中立会開始後の最初の約定値段
- (2) 前号において、日中立会開始後に約定が成立しない場合は、当社が指定する価格

(権利行使の申告)

第65条 取引参加者は、取引最終日の立会終了時における当月限のオプション銘柄の権利

行使について、権利行使日の午後5時までに当社に申告するものとする。

- 2 取引参加者は、権利行使日において、次の各号に定める場合には、前項の権利行使の申告を行うことができないものとする。
 - (1) プットオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格以下である場合
 - (2) コールオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格以上である場合
- 3 権利行使日において、次の各号に定める場合には、第1項に規定する時限までに権利行使の申告が行われないうちであっても、当該権利行使の申告が行われたものとみなす。ただし、当該銘柄について、取引参加者が当該時限までに権利行使を行わない旨の申告を行った場合は、この限りでない。
 - (1) プットオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格を上回っている場合
 - (2) コールオプションについては、権利行使価格がオプション最終清算価格を下回っている場合
- 4 当社は、取引参加者が、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（前項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、当該申告の内容を清算機構に通知するものとする。
- 5 非清算参加者が、第1項に規定する権利行使の申告を行った場合（前項の規定により権利行使の申告が行われたとみなされる場合を含む。）には、遅滞なくその内容を指定清算参加者に通知しなければならない。

（権利行使の割当て）

- 第66条** 当社は、前条の規定に基づき取引参加者から権利行使の申告が行われた場合には、オプション銘柄ごとの権利行使に係る数量について、権利行使日の午後5時に当該オプション銘柄の売建玉を有する取引参加者に対し、自己玉及び委託玉の別に中央処理装置による無作為抽せんにより、権利行使の割当てを行う。
- 2 当社は、前項の規定により割当てを行った場合には、その旨を、権利行使を行った取引参加者及び割当てを受けた取引参加者に通知するものとする。また、取引参加者は、権利行使成立の通知を受けたときは、その内容を確認するものとする。
 - 3 第1項の規定により、委託玉に対して割当てを受けた受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該割当てに係る数量をオプション銘柄の委託に係る売建玉の古い順から割り当てるものとする。
 - 4 当社は、第1項の規定により割当てを行った場合には、当該割当てに係る内容を清算機構に通知するものとする。
 - 5 非清算参加者が、第2項の通知を受けた場合には、遅滞なくその内容を指定清算参加者に通知しなければならない。

(オプション取引の建玉の消滅)

第 67 条 権利行使日において、権利行使の対象とならなかったオプション取引の建玉は消滅するものとする。

第 4 節 現物取引における受渡し

(適用)

第 68 条 現物取引における受渡しについては、この節の定めるところによるものとする。
2 第47条第1項、第48条、第49条第1項第2号、第53条及び第55条の規定は、現物取引における受渡しについて準用する。この場合において、第47条第1項中「現物先物取引における受渡し」とあるのは「現物取引における受渡し」と、第48条中「上場商品構成商品ごと」とあるのは「上場商品構成商品ごと（金の現物取引にあつては、取引単位ごと）」と読み替えるものとする。

(現物取引の受渡日時)

第 68 条の 2 現物取引の受渡日時は、当該取引が成立した日の翌々営業日の正午までとする。

(現物取引の受渡値段)

第 68 条の 3 現物取引の受渡値段は、取引参加者が合意した値段とする。

(現物取引の受渡代金)

第 68 条の 4 現物取引の受渡代金は、受渡値段に受渡数量を乗じて得た金額とする。

(現物取引の受渡方法)

第 68 条の 5 現物取引の受渡方法は、次のとおりとする。

- (1) 貴金属市場における金の取引単位1キログラムの受渡しについては、第54条第1項の規定を準用する。
- (2) 貴金属市場における金の取引単位100グラムの受渡しは、現物取引の受渡しに係る指定倉庫における渡方から受方への所有権の移転が行われたことをもって、行われたこととする。ただし、渡方と受方の合意があるときは、指定倉庫業者が発行する倉荷証券をもって受渡しをすることができるものとする。

(現物取引の受渡条件調整)

第 68 条の 6 貴金属市場(貴金属受渡細則に定める上場商品構成品に限る。)にあっては、現物取引の受渡しを行う取引参加者は、貴金属受渡細則に定める期間内において、受渡条件について協議し、合意が得られた場合には、現物取引の受渡供用品及び受渡場所にかかわらず、受渡しを行うことができる。

第 5 節 市場等の廃止又は休止等における措置

(決済方法)

第 69 条 当社は、上場商品若しくは上場商品指数の廃止若しくは休止を行うこと、取引の種類の変更若しくは変更を行うこと又は取引の期限の変更を行うこととなった場合には、当社が廃止、休止又は変更を行う日を定め、当該廃止する日、休止する日又は変更する日の日中立会終了時における全ての建玉(これらの日が当月限納会日にあたる場合の当月限に係る建玉を除く。)について、帳入値段をもって、転売又は買戻しにより決済するものとする。

第 8 章 建玉の移管等

(建玉の移管)

第 70 条 当社は、受託取引参加者(以下この条において「移管元受託取引参加者」という。)又は遠隔地仲介取引参加者(以下この条において「移管元遠隔地仲介取引参加者」という。)が次の各号の一に該当するに至った場合には、移管元受託取引参加者の委託者に係る建玉又は移管元遠隔地仲介取引参加者の海外顧客に係る建玉について、他の受託取引参加者(以下この条において「移管先受託取引参加者」という。)又は他の遠隔地仲介取引参加者(以下この条において「移管先遠隔地仲介取引参加者」という。)へ移管を行うことができるものとする。

- (1) 第 97 条若しくは第 99 条の規定により取引資格の全部を喪失するとき(次号に規定する理由による取引資格喪失を除く。)又は第 96 条の規定により取引参加者の種類を変更するとき
- (2) 第 105 条の 2 第 1 項各号の一に該当するに至ったとき
- (3) 第 133 条第 1 項(同条第 2 項、第 3 項及び第 134 条の規定により適用する場合を含む。)規定により違約者となったとき
- (4) 移管元受託取引参加者にあつては、法第 236 条第 1 項第 7 号の規定に基づき主務大臣から商品市場における取引又は商品先物取引業の停止命令を受けたとき
- (5) 移管元遠隔地仲介取引参加者にあつては、外国において法第 236 条第 1 項第 7 号に規

定する商品市場における取引又は商品取引受託業務の停止命令に相当する命令を受けたとき

(6) その他取引を継続することが困難な状況となったとき

(7) 前各号の規定にかかわらず委託者又は海外顧客の申出による建玉移管に受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が承諾したとき

2 前項に規定する移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者への建玉の移管は、次の各号のいずれかの契約に基づき当社に対し移管元受託取引参加者又は移管元遠隔地仲介取引参加者及び移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者から建玉の移管を行いたい旨申出が行われた場合であって、かつ、当社が認めたときに行うものとする。

(1) 移管元受託取引参加者又は移管元遠隔地仲介取引参加者と移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者との間のすべての委託者又は海外顧客に係る建玉の移管を行う旨の契約（あらかじめ当該契約について移管元受託取引参加者の委託者又は移管元遠隔地仲介取引参加者の海外顧客から同意が得られており、かつ、当社に対し当該契約について移管元受託取引参加者又は移管元遠隔地仲介取引参加者及び移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者から届出がなされているものに限る。）

(2) 移管元受託取引参加者又は移管元遠隔地仲介取引参加者、当該移管元受託取引参加者の委託者又は当該移管元遠隔地仲介取引参加者の海外顧客及び移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者との間の当該委託者又は当該海外顧客に係る建玉の移管を行う旨の契約（あらかじめ当社に対し当該契約について移管元受託取引参加者又は移管元遠隔地仲介取引参加者及び移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者から届出がなされているものに限る。）

(3) その他当社が適当と認める契約

3 前項の場合において、移管元受託取引参加者又は移管元遠隔地仲介取引参加者及び移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者は、当社が指定した日時までに、当該建玉の移管について当社が必要と認める事項を当社に届け出なければならない。

4 当社は、前項の規定による届出が当社の指定した日時までにされなかった場合には、建玉の移管を行わないものとする。

5 移管元受託取引参加者、移管元遠隔地仲介取引参加者、移管先受託取引参加者又は移管先遠隔地仲介取引参加者が非清算参加者である場合、当該移管元受託取引参加者等は、指定清算参加者から建玉の移管について承諾を得るとともに、当該指定清算参加者に対して移管を行う建玉の数量等必要な情報を通知しなければならないものとする。

(建玉の引継ぎ又は整理等)

第70条の2 指定清算参加者は、清算受託契約において特段の定めがある場合であって当該定めが該当するに至ったことをもって、非清算参加者の建玉を次の各号に掲げるいず

れかの方法により処理したい旨を当社に申し出て、その承認を受けたときは、これを行うことができる。

- (1) 当社又は当社が指定する他の取引参加者に当該建玉に係る取引を代理させ、当該非清算参加者の名において転売又は買戻しをさせることによりその売買約定を結了させること
 - (2) 当該指定清算参加者が指定する他の取引参加者へ引き継ぐこと
 - (3) 当該指定清算参加者が指定する他の取引参加者に、当該指定清算参加者と当該他の取引参加者との間で合意した値段をもって引き受けさせ、転売又は買戻しによりその売買約定を結了させること
- 2 受託取引参加者は、委託者との間で特段の定めがある場合であつて当該定め該当するに至ったことをもって、委託者の建玉を次の各号に掲げるいずれかの方法により処理したい旨を当社に申し出て、その承認を受けたときは、これを行うことができる。
- (1) 当該受託取引参加者が指定する他の受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者へ引き継ぐこと
 - (2) 当該受託取引参加者が指定する他の取引参加者に、当該受託取引参加者と当該他の取引参加者との間で合意した値段をもって引き受けさせ、転売又は買戻しによりその売買約定を結了させること
- 3 第25条の規定は、第1項（同項第1号に係る部分に限る。）の規定により当社が指定する他の取引参加者に非清算参加者の建玉に係る取引を代理させる場合における当該非清算参加者への名義の付替えについて準用する。

（建玉の移管等にかかる内容の通知）

第70条の3 当社は、前2条の規定により建玉の移管等を行ったときは、遅滞なくその内容を清算機構に通知するものとする。

第8章の2 違約時における措置

（違約処理）

第71条 当社は、第133条第1項（同条第2項、第3項又は第134条の規定により適用する場合を含む。）により取引参加者が違約者となったときは、第70条の規定により建玉の移管を行うこととなった建玉を除き、当該取引参加者が違約発生時に保有するすべての建玉を違約玉とし、受渡しにより決済することが決定している違約玉（以下「違約受渡玉」という。）及び違約受渡玉以外の違約玉（以下「違約中間玉」という。）に区分して決済の結了を行うものとする。

- 2 当社は、違約受渡玉について、支障がないと認める場合は、第2編第7章第1節、第2節の3又は第4節の規定により受渡しさせることができる。

第72条 削除

(違約中間玉の処理)

第73条 当社は、違約中間玉のうち同一限月（オプション取引にあってはオプション銘柄とする。）の両建玉については、当社が指定した値段をもって、転売又は買戻しによりその売買約定を結了させる。

2 当社は、違約中間玉（前項の規定により転売又は買戻ししたものを除く。この条において同じ。）については、違約発生の日から起算して3営業日以内に、次の各号に定める方法による転売又は買戻しによりその売買約定を結了させる。

(1) 当社の取引参加者（非清算参加者を除く。）のうち一又は二以上の引受人（以下「違約中間玉引受履行者」という。）と引受数量及び引受値段を合意し、当社が指定する日に当社が指定した値段をもって、当該違約中間玉引受履行者に違約中間玉を引き受けさせる。

(2) 前号に規定する方法によることができず、又は当社が前号に規定する方法による処理が適当でないと認める違約中間玉については、違約処理等に係る附加賠償額決定細則に定めるところにより違約中間玉の附加賠償額を定めた上で、当社の取引参加者のうち一又は二以上の違約中間玉引受履行者と引受数量を合意し、当社が指定する日に当社が指定した値段をもって、当該違約中間玉引受履行者に違約中間玉を引き受けさせる。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、違約者が非清算参加者である場合にあつては、当該非清算参加者の指定清算参加者（当該指定清算参加者が他の取引参加者を指定した場合は、当該他の取引参加者。）を違約中間玉引受履行者とする事とし、当社が指定する日に当社が指定した値段をもって、当該違約中間玉引受履行者に違約中間玉を引き受けさせ、転売又は買戻しによりその売買約定を結了させる。

4 違約中間玉引受履行者が違約中間玉と反対の建玉を有する場合にあつては、当該建玉を転売又は買戻しにより決済することができるものとする。

(違約受渡玉の処理)

第74条 当社は、違約受渡玉について、次の方法により被違約者及び被違約受渡玉を決定する。

(1) 違約が当該受渡玉の相手方の決定前に生じたときは、違約受渡玉（両建受渡玉を除く。）をその反対受渡玉を有する取引参加者の反対受渡玉数（両建受渡玉に係るものを含む。）に按分して割り当て、その割り当てを受けた取引参加者を被違約者とし、割り当てられた数量に相当する受渡玉を被違約受渡玉とする。その按分に際しては、受渡単位に満たない端数が生じたときはその端数を四捨五入し、その結果割り当てられた受渡玉数に過不足が生じたときは抽せんにより調整する。

- (2) 違約が当該受渡玉の相手方が決定した後に生じたときは、当該違約者の相手方となった取引参加者を被違約者とし、違約受渡玉（石油市場及び中京石油市場にあっては、分割受渡しにより受渡単位に満たない受渡数量が生じたときは、その受渡数量を含む。以下この章において同じ。）に対当する反対受渡玉を被違約受渡玉とする。
- 2 当社は、違約受渡玉のうちの両建受渡玉又は受渡対当玉（石油市場、中京石油市場、アルミニウム市場及び農産物・砂糖市場において、違約が当該受渡玉の相手方が決定した後に生じた場合であって、当該違約者内にて受渡しの渡方及び受方となるものをいう。）については、第71条第2項の規定により受渡ししたものを除き、受渡値段をもって、転売又は買戻ししたものとみなし、当社が指定する日にその売買約定を結了させる。
- 3 当社は、違約受渡玉（第71条第2項の規定により受渡ししたものと前項の規定により転売又は買戻ししたものとみなすものを除く。）については、次の方法により処理する。
- (1) 違約発生の日から起算して3営業日以内に、当社の取引参加者のうちから一又は二以上の引受人（以下「違約受渡玉引受履行者」という。）と引受数量及び引受値段を合意し、当該違約受渡玉引受履行者と被違約者間で、当社が定める期間内に受渡値段をもって第2編第7章第1節、第2節の3又は第4節の規定により被違約者と受渡しをさせる。この場合、その引受けが違約受渡玉の一部であるときは、これを被違約者の被違約受渡玉数に按分して割り当てる。その按分に際しては、第1項第1号の規定を準用する。
- (2) 前号に規定する方法によることができず、又は当社が前号に規定する方法による処理が適当でないと認める違約受渡玉については、違約発生の日から起算して5営業日以内に、違約処理等に係る附加賠償額決定細則に定めるところにより、違約受渡玉の附加賠償額を定めた上で、受渡値段をもって当該違約受渡玉と被違約受渡玉とを転売又は買戻ししたものとみなし、当社が指定する日にその売買約定を結了させる。
- 4 前項の規定にかかわらず、当社は、違約者が非清算参加者である場合にあっては、当該非清算参加者の指定清算参加者（当該指定清算参加者が他の取引参加者を指定した場合は、当該他の取引参加者。）を違約受渡玉引受履行者とすることとし、当該指定清算参加者がその受渡しの履行を引き受けることができない場合にあっては、当該指定清算参加者に附加賠償額を負担させ、前項第2号の規定により売買約定を結了させることができるものとする。

第75条 削除

（違約処理にかかる内容の通知）

- 第76条** 当社は、本章の規定により違約処理を行ったときは、遅滞なくその内容を清算機構に通知するものとする。

(違約による損失の計算)

第77条 当社は、本章の規定により違約処理を行ったときは、取引の種類別、上場商品構成品別（金の現物取引並びにガソリン、灯油及び軽油の限月現金決済先物取引にあっては、取引単位の別。）又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる額を計算し、清算機構に通知するものとする。

- (1) 違約中間玉の引受値段と当社が指定した値段との差金
- (2) 違約受渡玉の引受値段と受渡値段との差金
- (3) 違約受渡玉の附加賠償額
- (4) 違約中間玉の附加賠償額
- (5) 違約中間玉について、違約の原因となった債務の属する計算区域から違約中間玉の処理が終了した日の属する計算区域までの約定差金、帳入差金、権利行使差金及びオプションの対価
- (6) その他違約処理に関して違約者の負担に帰すべき一切の債務

第8章の3 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例

(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)

第77条の2 当社又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成品若しくは上場商品指数対象品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は当社が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であつて、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は当社が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、この章の規定の定めるところによる。

(建玉の取扱い等)

第77条の3 前条の場合において、停止商品市場の取引参加者等（取引参加者及び会員を

いう。以下この章において同じ。)が開設商品市場の取引参加者等となるとき(既に開設商品市場の取引参加者等となっている場合を含む。)は、停止商品市場と開設商品市場の間の建玉その他の取扱いは、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 停止商品市場の停止日に当該商品市場に存在する建玉(受渡しに係る未決済約定を除く。)は、開設商品市場の開設日(既に開設している商品市場にあつては、当該商品市場に追加する上場商品等の取引を開始する日(既に取りされている上場商品等について別建ての取引を開始する日を含む。))をいう。以下この章において同じ。)以降、当該商品市場の建玉として取り扱う。
- (2) 停止商品市場の停止日以前に当該商品市場で受け付けた注文で失効していないものは、開設商品市場の開設日以降当該商品市場において有効とし、当該商品市場の開設日において新たに受け付ける注文に対し時間的に優先する。ただし、開設商品取引所が取引の公正性の確保に支障があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 停止商品取引所が停止商品市場の停止日以前に行つた行為のうち開設商品取引所が認めるものは、開設商品市場の開設日以降、開設商品取引所と開設商品市場の取引参加者等との間で効力を有するものとする。

(取引資格を取得しなかった場合等の取扱い)

第77条の4 停止商品市場の取引参加者等が、開設商品市場について取引資格を取得しない場合には、当該取引参加者等は停止商品市場の停止日までに建玉(受渡しに係る未決済約定を除く。)について決済を結了しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該取引参加者等が停止商品市場の停止日までに建玉(受渡しに係る未決済約定を除く。)について決済を結了しなかったときは、停止商品取引所は、停止商品市場の停止日の日中立会終了後、当該取引参加者等の保有する建玉(受渡しに係る未決済約定を除く。)について決済を結了させる。

(違約者の取扱い)

第77条の5 停止商品市場の取引参加者等が、当該商品市場において違約者として取り扱われた場合には、停止商品取引所は、停止商品市場の停止日までに当該取引参加者等の保有する建玉(受渡しに係る未決済約定を含む。)について決済の結了を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、停止商品市場の停止日までに決済の結了を行うことができない場合には、停止商品取引所は開設商品取引所に対し直ちにその旨を通知するものとし、この場合において、開設商品取引所は、開設商品市場の開設日において当該取引参加者等を違約者とみなして、開設日以降、当該取引参加者等の保有する建玉(受渡しに係る未決済約定を除く。)について決済の結了を行うものとする。

(通知及び公告)

第77条の6 停止商品取引所は、第77条の2の特例を講じようとする場合には、その旨を

遅滞なく取引参加者等に通知し、公告しなければならない。

(異議の申立て)

第77条の7 取引参加者等及び委託者等は、第77条の3から第77条の5までの規定に基づく処理に関し開設商品取引所に異議を申し立てることができない。ただし、第77条の3から第77条の5までの規定に基づく処理に関し開設商品取引所に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

(商品市場における取引の決済に関する読替え)

第77条の8 第77条の2の場合において、当社が開設商品取引所であるときは、第3条第13項及び第35条の3中「当社の市場において成立した取引」とあるのは、「当社の市場において成立した取引（停止商品取引所において成立したものを含む。）」と読み替えるものとする。

第9章 雑則

(公表事項)

第78条 当社は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 立会の時間の変更若しくは立会の臨時開閉又は臨時休業日若しくは臨時営業日
 - (2) 納会日、取引最終日及び最終決済日の変更
 - (3) 売買数量又は建玉数量の制限
 - (4) 定率参加料その他当社に納入しなければならないものの徴収率等の決定又は変更
 - (5) 受渡しに関する事項
 - (6) 限月現金決済先物取引における最終決済価格
 - (7) 1の計算区域ごとの取引の種類別（現金決済先物取引にあつては限月現金決済先物取引又は限日現金決済先物取引の別。以下この章において同じ。）、上場商品構成品別（ガソリン、灯油及び軽油の限月現金決済先物取引にあつては、取引単位の別。）、上場商品指数別及び限月（限日現金決済先物取引にあつては限日とし、オプション取引にあつてはオプション銘柄とする。以下この章において同じ。）別の総取組高
 - (8) 限日現金決済先物取引における理論現物価格
 - (9) その他当社が必要と認める事項
- 2 前項の規定による公表期間は、その公表した日から起算し、第1号から第5号までは5営業日、第6号から第8号までは当日、第9号は当社が定める期間とする。

(総取引高等の通知及び公表)

第79条 当社は、毎営業日、当社の市場における取引について、次に掲げる事項につき、

速やかに、取引参加者に対して電子情報媒体を通じて通知し、公表するものとする。ただし、電子情報媒体の稼働に支障が生じた場合その他当社が必要と認めた場合は、書面により行う。

- (1) 直前の計算区域の取引の種類別、上場商品構成品別（金の現物取引並びにガソリン、灯油及び軽油の限月現金決済先物取引にあつては、取引単位の別。以下この条において同じ。）、上場商品指数別及び限月別の総取引高
- (2) 直前の計算区域の取引の種類別、上場商品構成品別、上場商品指数別及び限月別の最初、最高、最低及び最終の成立した約定値段
- (3) 直前の計算区域の立会外取引等（立会外取引、E F P取引、E F S取引、E F F取引及びストップロス取引をいう。以下この条において同じ。）により成立した取引の種類別、上場商品構成品別、上場商品指数別、限月別の総取引高
- (4) 直前の計算区域の立会外取引等により成立した取引の種類別、上場商品構成品別、上場商品指数別、限月別の最初、最高、最低及び最終の成立した約定値段

（売買システム障害時等の措置）

第80条 当社は、第18条に規定する売買システムの稼働に支障が生じた場合又はそのおそれがあると認める場合において、当社が必要と認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 臨時に立会の開閉時刻を変更すること、臨時に立会の全部若しくは一部を停止すること、又は臨時に立会の全部若しくは一部を行うこと
 - (2) 売買約定の全部又は一部を取消すこと
 - (3) 売買注文の全部又は一部の受け付けを制限又は停止すること
 - (4) 特定の取引参加者の売買注文の受け付けを制限又は停止すること
 - (5) 当社が既に受け付けている売買注文、権利行使の申告及び権利行使を行わない旨の申告について効力を失わせること
 - (6) 建玉の全部又は一部を解け合わせること
 - (7) システム売買に係る業務の全部又は一部を停止すること
 - (8) その他当社が市場管理上必要であると認める措置を講じること
- 2 前項の規定は取引参加者の取引参加者端末に故障が生じ、かつ、当社が必要と認める場合について準用する。
- 3 第1項第2号（前項の規定により準用する場合を含む。）の規定により当社が売買約定を取消したときは、当該売買約定は初めから成立しなかったものとみなす。

（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等）

第80条の2 当社は、取引参加者から過誤のある売買注文により売買約定が成立した旨の申出があり、当該売買約定により当社の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当社が定める売買約定を取消することができる。

- 2 前項の規定により当社が売買約定を取消したときは、当該売買約定は初めから成立しなかったものとみなす。
- 3 第1項の規定に基づく当社に対する取引参加者からの申出は売買約定成立後5分以内に行うものとし、当社は、直ちにその旨を、当該約定取消しの申出対象となった売買約定の相手方の取引参加者に通知するものとする。
- 4 取引参加者は、第1項の規定により当社が売買約定を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある売買注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある売買注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。
- 5 取引参加者は、第1項の規定により当社が売買約定を取消したこと又は取消さないことにより損害を受けることがあっても、当社に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当社に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定により当社が売買約定を取消したときは、過誤のある売買注文を発注した取引参加者は、取引参加料等に関する細則に定めるところにより、過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置に係る手数料を当社に納入しなければならない。

(売買約定の取消しの通知)

- 第81条** 当社は、第80条第1項第2号（第80条第2項の規定により準用する場合を含む。）前条第1項及び次条第1項の規定により、売買約定の取消しを決定したときは、当該取消しの対象となる市場において取引資格を有するすべての取引参加者に対し、その旨を通知するものとする。
- 2 当社は、当該売買約定の取消しを行ったときは、直ちにその旨を、当該取消しの対象となった取引参加者に通知するものとする。

(臨機の措置)

- 第82条** 当社は、次に掲げるときは、売買約定の全部若しくは一部を取消すこと、建玉の全部若しくは一部を解け合わせる事又は受渡条件を変更することその他の臨機の措置（ただし、第8条、第9条、第30条、第80条又は次条に規定する措置を講じる場合を除く。）を講じることができる。
- (1) 買占め、売崩しその他の方法により過大な数量の取引が行われ、若しくは行われるおそれがあり、又は不当な約定値段等が形成され、若しくは形成されるおそれがある場合において、商品市場における秩序を維持するためやむを得ない理由があるとき
 - (2) 天災地変、戦争、暴動、相場の著しい騰落その他これらに準じる事由により、取引の締結又は取引の決済に著しい支障が生じたとき又はそのおそれがあると認められるとき
- 2 前項の規定により当社が売買約定を取消したときは、当該売買約定は初めから成立しなかったものとみなす。

(主務大臣の命令による措置)

第82条の2 当社は、法第118条に基づく主務大臣の命令を受けたときは、その命令に基づく所要の措置を講じるものとする。

(市場運営に関する必要事項の決定)

第83条 当社は、本業務規程に定めるもののほか、市場運営に関し必要な事項を定めることができる。

(異議の申立て)

第84条 取引参加者及び委託者等は、本業務規程の規定により行う当社の措置に対して異議を申し立てることができない。

第3編 取引参加者

第1章 総則

(取引参加者たる資格)

第85条 当社の取引参加者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 上場商品構成品（次に掲げる物を含む。）及び上場商品指数対象品（取引参加者に関する施行細則に定める物に限る。）の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）を業として行っている者（以下「当業者」という。）イ ゴムにあつては、ゴム製品
ロ 貴金属にあつては、①金鉱若しくは金製品、②銀鉱若しくは銀製品、③白金製品又は④パラジウム製品
ハ 石油のうち原油にあつては、石油製品
ニ アルミニウムにあつては、アルミニウム鉱又はアルミニウム製品
ホ 農産物・砂糖市場にあつては、大豆、小豆、とうもろこし若しくは粗糖又はこれらを原料とする製品
- (2) 商品先物取引業を行うことについて法第190条第1項の規定により主務大臣の許可を受けた者（以下「商品先物取引業者」という。）
- (3) 外国商品市場において先物取引に類似する取引を行うことの委託を受け、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受ける業務を営むことについて当該外国において法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている者
- (4) 当社の上場商品構成品等について特定店頭商品デリバティブ取引を業として行うことについて法第349条第1項の届出をした者
- (5) 次のいずれかに該当する者
イ 銀行
ロ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）
ハ 株式会社商工組合中央金庫
ニ 株式会社日本政策投資銀行
ホ 信用金庫及び信用金庫連合会
へ 信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
ト 労働金庫及び労働金庫連合会
チ 農林中央金庫
リ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第3号の事業を行う農業協

同組合及び農業協同組合連合会

ヌ 保険会社及び保険業法（平成7年法律第105号）第2条第7項に規定する外国保険会社等

ル 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第4項に規定する商品投資顧問業者及び外国においてこれに相当する者

ヲ 商品市場又は外国商品市場において、専ら自己の計算による取引（他の取引参加者へ委託した取引を含む。）を業として営む者及び営もうとする者

（取引参加者の区分）

第86条 当社の取引参加者は、上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号の商品部取引参加者に区分する。

- (1) ゴムにあつては、ゴム部取引参加者
- (2) 貴金属にあつては、貴金属部取引参加者
- (3) 石油にあつては、石油部取引参加者
- (4) 中京石油にあつては、中京石油部取引参加者
- (5) アルミニウムにあつては、アルミニウム部取引参加者
- (6) 農産物・砂糖市場にあつては、農産物・砂糖部取引参加者

2 貴金属部取引参加者、石油部取引参加者及び中京石油部取引参加者にあつては、更に次のとおり細分し、第1号から第4号までのすべてを兼ねる者を「貴金属取引参加者」、第5号から第8号までのすべてを兼ねる者を「石油取引参加者」、第9号及び第10号を兼ねる者を「中京石油取引参加者」と称する。

- (1) 金及び前条第1項第1号口の①に掲げる構成品の当業者であつて、貴金属市場において金の取引を行う取引参加者（金取引参加者と称する。）
- (2) 銀及び前条第1項第1号口の②に掲げる構成品の当業者であつて、貴金属市場において銀の取引を行う取引参加者（銀取引参加者と称する。）
- (3) 白金及び前条第1項第1号口の③に掲げる構成品の当業者であつて、貴金属市場において白金の取引を行う取引参加者（白金取引参加者と称する。）
- (4) パラジウム及び前条第1項第1号口の④に掲げる構成品の当業者であつて、貴金属市場においてパラジウムの取引を行う取引参加者（パラジウム取引参加者と称する。）
- (5) ガソリンの当業者であつて、石油市場においてガソリンの取引を行う取引参加者（ガソリン取引参加者と称する。）
- (6) 灯油の当業者であつて、石油市場において灯油の取引を行う取引参加者（灯油取引参加者と称する。）
- (7) 軽油の当業者であつて、石油市場において軽油の取引を行う取引参加者（軽油取引参加者と称する。）
- (8) 原油の当業者であつて、石油市場において原油の取引を行う取引参加者（原油取引参加者と称する。）

- (9) ガソリンの当業者であって、中京石油市場においてガソリンの取引を行う取引参加者（中京ガソリン取引参加者と称する。）
- (10) 灯油の当業者であって、中京石油市場において灯油の取引を行う取引参加者（中京灯油取引参加者と称する。）

（取引参加者の種類）

第87条 当社の取引参加者は、当社の市場における取引の態様により、次の各号の種類に区分する。

- (1) 市場取引参加者 国内に当社の市場における取引を行う営業所又は事務所を保有し、当社の市場において自己の計算による取引を行うことができる取引資格を有する取引参加者
- (2) 受託取引参加者 商品先物取引業者であって、当社の市場において自己の計算による取引及び委託者の計算による取引を行うことができる取引資格を有する取引参加者
- (3) 遠隔地市場取引参加者 国内に当社の市場における取引を行う営業所又は事務所を保有せず、当社の市場において自己の計算による取引（商品清算取引の委託を行うものに限る。）を行うことができる取引資格を有する取引参加者
- (4) 遠隔地仲介取引参加者 国内に当社の市場における取引を行う営業所又は事務所を保有しない外国商品先物取引業者であって、当社の市場において自己の計算による取引及び海外顧客の計算による取引（いずれの取引も商品清算取引の委託を行うものに限る。）を行うことができる取引資格を有する取引参加者

（欠格条件）

第88条 次の各号のいずれかに該当する者は、取引参加者となることができない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (2) 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）又は法若しくはこれに相当する外国の法令の規定により罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなった日から5年を経過しない者
- (4) 法第96条の22第1項、法第96条の34第1項若しくは法第96条の40第1項の規定により法第96条の19第1項、法第96条の31第1項若しくは法第96条の25第1項若しくは第3項ただし書の認可を取り消され、法第159条第1項若しくは第2項、法第186条第1項若しくは第2項、法第235条第3項若しくは法第236条第1項若しくは法第340条第1項（法第345条において準用する場合を含む。）の規定により法第9条若しくは法第78条、法第167条、法第190条第1項若しくは法第332条第1項若しくは法第342条第1項の許可を取り消され、若しくは法第240条の23第1項の規定により法第240条の2第1項の

- 登録を取り消され、これらの取消しの日から5年を経過しない者又は法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可、許可若しくは登録(当該認可、許可又は登録に類する免許その他の行政処分を含む。第6号において「許可等」という。)を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- (5) 法第160条第1項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令(これに相当する外国の法令によるその他の行政処分を含む。第7号及び第8号において同じ。)により商品取引所又はこれに相当する外国の施設から除名され、又は取引資格を取り消され、その除名又は取消しの日から5年を経過しない者
- (6) 法第96条の19第1項若しくは法第96条の31第1項の認可を受けた者(以下この号において「主要株主」という。)が法第96条の22第1項若しくは法第96条の34第1項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が法第96条の40第1項の規定により法第96条の25第1項若しくは第3項ただし書の認可を取り消された場合、商品取引所が法第159条第1項若しくは第2項の規定により法第9条若しくは法第78条の許可を取り消された場合、商品取引清算機関が法第186条第1項若しくは第2項の規定により法第167条の許可を取り消された場合、商品先物取引業者が法第235条第3項若しくは法第236条第1項の規定により法第190条第1項の許可を取り消された場合、商品先物取引仲介業者が法第240条の23第1項の規定により法第240条の2第1項の登録を取り消された場合若しくは法人である第1種特定施設開設者(法第331条第2号に規定する第1種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。)若しくは第2種特定施設開設者(法第331条第3号に規定する第2種特定施設開設者をいう。以下この号において同じ。)が法第340条第1項(法第345条において準用する場合を含む。)の規定により法第332条第1項若しくは法第342条第1項の許可を取り消された場合において、これらの取消しの日前30日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所、商品取引清算機関、商品先物取引業者、商品先物取引仲介業者若しくは第1種特定施設開設者若しくは第2種特定施設開設者の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないもの又は外国において同種の許可等を受けた法人が法に相当する外国の法令の規定により当該許可等を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないもの
- (7) 法人である商品取引所の会員若しくは取引参加者(以下「取引参加者等」という。)又は商品取引所に相当する外国の施設の取引参加者等が法第160条第1項の規定又はこれに相当する外国の法令の規定による命令により当該商品取引所又は当該施設から除名され、又は取引資格を取り消された場合において、その除名又は取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該除名又は取消しの日から5年を経過しないもの
- (8) 法第96条の40第2項、法第159条第3項、法第160条第1項、法第186条第4項、法第236条第2項若しくは法第240条の23第2項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による命令により解任された役員でその解任の日から5年を経過しないもの

- (9) 法第328条第1項の規定による裁判所の命令又はこれに相当する外国の法令の規定による外国の裁判所の命令を受けた後1年を経過しない者
 - (10) 会社法（平成17年法律第86号）第331条第1項第3号に掲げる者
 - (11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (12) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - (13) 当社、他の商品取引所、金融商品取引法に基づき設立された金融商品取引所において除名処分を受けた者又はその者が法人である場合においてその法人を代表する役員であった者で、その処分を受けた日から5年を経過しないもの
 - (14) 第85条の資格を有していないこと、又は前各号のいずれかに該当することを隠ぺいした者にあつては、当該事実が発覚した日から5年を経過しないもの
 - (15) 前各号に掲げる者のほか、当社によって、商品市場における取引に関する業務を適正に遂行する体制を有していない、十分な社会的信用を有していない又は事業の継続性を十分に有していないと判断された者
- 2 合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、前項第3号から第5号まで、第9号及び第12号の規定の適用については、当該合併により消滅した法人と同一の法人とみなす。

第2章 取引資格の取得

（取引資格の取得の申請）

第89条 新たに当社の取引資格を取得しようとする者は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、当社に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 資格取得しようとする市場の上場商品又は上場商品指数につき、第85条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面
 - (2) 申請者が取引参加者に関する施行細則に定める一般法人であるときは、当該法人の定款及び登記簿の謄本、本店又は主たる事務所の位置を記載した書面、役員の氏名、履歴書及び住民票の写し（その者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、特別永住者証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面（以下「住民票の写し等」という。）、当該法人及びその役員が前条第1項第1号から第14号までの規定に該当しないことを誓約する書面、会社法第435条第2項に基づき作成する計算書類等（以下「計算書類等」という。）若しくは金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）又はこれらに準ずる書面及び他の商品取引所の取引参加者等であるときは、その取引所名及び取

引資格の取得又は加入年月日を記載した書面

- (3) 前号の規定にかかわらず、申請者が、所定の書類の提出を求める他法令等の規定に基づき登録等を受けている者として、取引参加者に関する施行細則に定める特別法人であるときは、当該法人の定款及び登記簿の謄本、本店又は主たる事務所の位置を記載した書面、役員の氏名、当該法人が前条第1項第1号から第14号までの規定に該当しないことを誓約する書面、計算書類等若しくは有価証券報告書又はこれらに準ずる書面及び他の商品取引所の取引参加者等であるときは、その取引所名及び取引資格の取得又は加入年月日を記載した書面
- (4) 申請者が個人であるときは、その者（その者に法定代理人があるときは、その者及びその法定代理人とする。）の履歴書及び住民票の写し等、その者が前条第1項第1号から第11号まで、第13号及び第14号の規定に該当しないことを誓約する書面並びに貸借対照表、損益計算書等及び他の商品取引所の取引参加者等であるときは、その取引所名及び取引資格の取得又は加入年月日を記載した書面
- (5) 建玉の移管について第70条第2項各号に定める契約を締結している場合にあっては、その契約書の写し
- (6) その他当社が必要と認める書面

（取引資格の取得の審査及び承認）

第90条 前条の規定による申請を受理した場合、自主規制委員会が審査し取引資格の取得を認めたときは、当社は、取引資格の取得の承認を行う。

2 自主規制委員会は、前項の審査において必要があると認めるときは、取引資格の取得申請者その他利害関係者を招致して、その証言又は意見を聴取することができる。

（取引資格の取得手続き）

第91条 取引資格の取得の承認を受けた者は、その承認を受けた日から10日以内（当社が特に必要と認めた場合は、当社が指定する期間内）に、次に掲げる手続きを履行しなければならない。

- (1) 取引資格取得料の納入
- (2) 取引参加者契約の締結
- (3) 信認金の預託
- (4) 取引参加者に関する施行細則に定める取引資格の取得手続

2 取引資格の取得申請が、取引参加者との合併又は取引参加者からの相続、分割若しくは事業譲渡によるものである場合においては、前項の規定にかかわらず、取引資格取得料の納入を要しない。この場合において、当社は、取引資格の取得の承認を受けた者に名義変更手数料を納入させることができる。

3 取引資格の取得の承認を受けた者が第1項に定める手続きを期日までに履行しないときは、その取引資格の取得申請を取り下げたものとみなし、取引資格の取得の承認は無

効とする。

（取引資格取得料及び名義変更手数料の額等）

第92条 取引資格取得料及び名義変更手数料の額等は、取引参加料等に関する細則に定める。

（取引資格取得の日）

第93条 取引資格の取得の承認を受けた者は、第91条第1項の規定による手続きを完了した日に当該申請に係る取引資格を取得する。

2 当社は、前項の規定により取引資格を付与したときは、取引資格を取得した取引参加者に取引参加者証を交付するとともに、その者の氏名又は商号及び法人取引参加者にあつては取引参加者代表者の氏名を当社の掲示場に掲示する。

（取引参加の条件）

第94条 当社の市場において取引を行うときは、当社の市場における取引に基づき清算機構に対して負う債務の保証を当社に委託し、かつ、取引しようとする市場についての清算参加者となるか、又は非清算参加者にあつては、当該市場における取引について指定清算参加者を指定しなければならない。

2 取引参加者が前項に該当しなくなった場合であつて、当該取引参加者が取引の決済を結了していないときは、第104条、第105条及び第105条の3の規定を準用する。

第3章 取引資格の変更及び喪失等

（取引資格の追加）

第95条 取引参加者は、当社の市場において取引する市場（貴金属市場、石油市場及び中京石油市場にあつては、取引をしようとする上場商品構成品の全部又は一部を含む。）の取引資格を追加取得しようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、これに次に掲げる書類を添付して、当社に提出しなければならない。

(1) 追加しようとする市場の上場商品又は上場商品指数につき、第85条に掲げる要件を備える旨の誓約書及びこれを証する書面

(2) その他当社が必要と認める書面

2 前項の規定による申請を受理した場合、自主規制委員会が審査し取引資格の追加を認めたときは、当社は、取引資格の追加の承認を行う。

3 第91条及び第93条の規定は、前2項の規定による取引資格の追加取得について準用する。

(取引参加者の種類の変更)

- 第96条** 取引参加者は、第87条に規定する取引参加者の種類を、変更しようとするときは、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより申請書に所要の事項を記載して、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による申請を受理した場合、自主規制委員会が審査し取引参加者の種類の変更を認めたときは、当社は、取引参加者の種類の変更の承認を行う。
- 3 第91条及び第93条の規定は、第2項の規定による取引参加者の種類の変更について準用する。
- 4 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が取引参加者の種類を変更したときは、自己の計算による取引を除き、その対象となる市場における取引について、決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。
- 5 第105条の規定は、受託取引参加者に該当しないこととなった取引参加者が、委託者の計算による取引の決済を結了していない場合の当該取引の決済について準用する(第105条の2第1項各号に該当することとなった場合を除く。)
- 6 第105条の3の規定は、遠隔地仲介取引参加者に該当しないこととなった取引参加者が、海外顧客の計算による取引の決済を結了していない場合の当該取引の決済について準用する。

(取引資格の喪失の届出)

- 第97条** 取引参加者は、30日前までに予告して、取引資格の全部又は一部を喪失することができる。
- 2 前項に規定する予告は、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより届出書に所要の事項を記載して、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に提出しなければならない。
- 3 取引資格の喪失の届出を取り下げようとするとき、又は取引資格の喪失予定日を延長しようとするときは、その喪失予定日までに、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより届出書に所要の事項を記載して、これに当社が必要と認める書類を添付して、当社に提出しなければならない。この場合において、喪失予定日の延長は、合計30日を限度とする。
- 4 取引資格の喪失の届出をした取引参加者は、当該喪失届出をした市場における取引について、その取引を決済する目的の範囲内においてのみ取引を行うことができる。

(取引資格の喪失届出等の掲示)

- 第98条** 当社は、前条第2項の規定により届出を受理した場合、遅滞なく、その者の氏名又は商号並びに喪失を予定する市場及び喪失予定日を当社の掲示場に掲示する。
- 2 当社は、前条第3項の規定による取引資格の喪失届出の取り下げ、又は喪失予定日の延長の届出を受理した場合、遅滞なく、その旨を当社の掲示場に掲示する。

(取引資格の当然喪失)

第99条 取引参加者は、第97条第1項に規定する場合のほか、次の事由によって取引資格の全部又は一部を喪失する。

- (1) 第86条の区分及び第87条の種類ごとに第85条各号のいずれにも該当しないこととなったこと
- (2) その者が取引する市場が法第95条の規定により閉鎖されたこと
- (3) 死亡又は解散
- (4) 取引資格の取消し

(喪失届出者の合併等の場合における取引等)

第100条 当社は、取引資格の全部又は一部の喪失届出を行った取引参加者が、その喪失と同時に、当該取引参加者と同種の取引参加者になる者若しくは当該取引参加者と同種の取引参加者である者に合併され、分割により事業を承継させ、若しくは事業を譲渡する又は受託取引参加者が取次者になる等の場合で、当該取引参加者に係る当社の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを整理させる必要がないと認めるときは、当該取引参加者に係る当社の市場における取引又は商品清算取引の委託を停止しないことができる。

2 取引参加者は、次の各号の一に該当するに至った場合には、当社の承認を受けて、当該取引参加者の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものについて、他の取引参加者への引継ぎを行うことができるものとする。

- (1) 取次者等と合併し、又は他の取引参加者若しくは取次者等に分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡するとき
- (2) 委託を受けている取次者が、他の取次者等と合併し、又は他の取引参加者若しくは取次者等に分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡するとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当社が必要と認めるとき

3 第104条、第105条及び第105条の2の規定は、前項の規定により建玉を引き継ぐ場合については適用しない。

(取引資格の喪失等の手続き)

第101条 取引参加者は、取引資格の全部若しくは一部を喪失するとき又は取引参加者の種類を変更するときは、取引参加者証の当社への返還及び取引参加者に関する施行細則に定めるところにより手続きを行わなければならない。

(取引資格の全部喪失の際の債務弁済)

第102条 取引資格の全部を喪失した者が当社から返付又は交付を受ける金額(信託金にあっては委託者及び清算機構に対する債務を優先弁済した残額と、その他預り金にあっては当社に対する債務を優先弁済した残額とする。)をもって、当社に対する一切の債務

の弁済に充てるものとする。

- 2 当社は、取引資格の全部を喪失した者が市場における取引の決済を結了していないとき、又は前項の債務中その金額が未定のものがあるときは、その決済の結了又は金額の確定に至るまで、取引資格を喪失した者が交付又は返付を受ける金額のうち相当と認められる金額の交付又は返付を留保することができる。

(取引資格の全部喪失後の手続き)

第103条 当社は、取引資格の全部を喪失した者が当社から交付又は返付を受ける金額については、前条第1項の規定による一切の債務を弁済させて残余があるときは、本人又は包括承継人（第117条ただし書きに該当する場合であつて、委託者保護基金が当該担保権を行使したときは、当該委託者保護基金）に交付又は返付する。

(取引資格の喪失前にした自己の計算による取引の決済の結了)

第104条 当社は、取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その取引参加者が当該取引資格を喪失した市場に係る自己の計算による取引の決済を結了していないときは、第70条の規定により建玉を移管する場合及び第106条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその決済が結了していない取引に係る権利及び義務を承継した者（以下「承継者」という。）をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

- 2 当社は、前項の場合において、本人又はその承継者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、当該取引参加者が取引していた市場において取引することができる他の取引参加者を指定して、本人又はその承継者に代り当該取引の決済を結了させる。

- 3 第1項の場合において、本人又はその承継者（取引参加者たる者を除く。）は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において取引参加者とみなす。

- 4 第2項の規定により当社が他の取引参加者をして当該取引の決済を結了させるときは、本人又はその承継者と当該取引参加者との間には委任契約が成立しているものとみなす。

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了)

第105条 当社は、受託取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合（次条に該当することとなった場合を除く。）において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第70条の規定により建玉を移管する場合及び第106条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその承継者をして当該取引の決済を結了させる。

- 2 前項の場合において、当該受託取引参加者であった者は、委託者の計算による取引を結了する目的の範囲内において受託取引参加者とみなす。

- 3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないと認めるときは、他の受託取引参加者をして当該取引の

決済を結了させる。

- 4 前項の規定により当社が他の受託取引参加者をして当該取引の決済を結了させるときは、当該受託取引参加者と当該取引の委託者との間に委任契約が成立しているものとみなす。

(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第105条の2 前条にかかわらず、当社は、受託取引参加者が次の各号の一に該当するに至った場合において、その受託取引参加者が取引資格を喪失した市場に係る委託者の計算による取引の決済を結了していないときは、第70条の規定により建玉を移管する場合及び第106条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又は承継者をして1月以内に当該取引の決済を結了させる。

- (1) 法第235条第3項又は法第236条第1項の規定により法第190条第1項の許可を取り消されたとき
- (2) 法第190条第2項又は法第197条第2項（同条第1項第1号から第4号まで（同項第2号にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人が商品先物取引業を行わない場合の当該合併に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により法第190条第1項の許可が効力を失ったとき
- (3) 第119条第2項第4号の届出を行ったとき

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の取引の決済を結了させる場合に準用する。

(取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例)

第105条の3 当社は、遠隔地仲介取引参加者が取引資格の全部又は一部を喪失した場合において、その遠隔地仲介取引参加者が取引資格を喪失した市場に係る海外顧客の計算による取引の決済を結了していないときは、第70条の規定により建玉を移管する場合及び次条の規定により承継する者がある場合を除き、本人又はその承継者をして速やかに当該取引の決済を結了させる。

- 2 前項の場合において、当該遠隔地仲介取引参加者であった者は、海外顧客の計算による取引を結了する目的の範囲内において遠隔地仲介取引参加者とみなす。
- 3 当社は、第1項の場合において、本人又はその承継者をして市場における取引の決済を結了させることが適当でないとき、他の遠隔地仲介取引参加者をして当該取引の決済を結了させる。
- 4 前項の規定により当社が他の遠隔地仲介取引参加者をして当該取引の決済を結了させるときは、当該遠隔地仲介取引参加者と当該取引の海外顧客との間に委任契約が成立しているものとみなす。

(取引参加者の地位の承継)

第106条 取引参加者が死亡した場合において、その相続人又は受遺者（以下この条におい

て「相続人等」という。)が当該取引参加者と同種の取引資格を有する取引参加者であるときは、その者は、被承継人の権利及び義務を承継する。この場合においては、承継人は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければならない。

- 2 取引参加者が死亡した場合において、相続人等が取引参加者たる資格を有する者(前項に定める者を除く。)であるときは、その者は、死亡の日から100日以内に第89条に基づき取引資格の取得申請を行い、取引資格を取得したときは、被承継人の権利及び義務を承継することができる。
- 3 第1項又は前項の場合において、相続人等が数人あるときは、その相続人等全員の同意をもって選定された一人の相続人等に対してのみ、これらの項の規定を適用する。
- 4 取引参加者につき合併(受託取引参加者にあつては、商品先物取引業者である法人と商品先物取引業者でない法人が合併して商品先物取引業者たる法人が存続する場合を除き、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。)及び全部又は一部の分割(受託取引参加者にあつては、商品先物取引業の全部又は一部を承継させる場合であつて、法第225条第1項の認可を受けた場合に限る。)があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人は、取引参加者たる地位を承継する。この場合(同種の取引参加者の区分及び取引参加者である者が合併又は分割により事業を承継する場合を除く。)においては、承継した法人は、遅滞なく、第89条又は第95条第1項に基づき取引資格の取得申請又は第96条第1項の規定に基づき取引参加者の種類の変更を行わなければならない。
- 5 取引参加者が事業の全部又は一部を譲渡したとき(受託取引参加者にあつては、法第228条第1項の認可を受けた場合に限る。)は、譲受した法人は、その取引参加者の地位を承継する。この場合(同種の取引参加者の区分及び取引参加者である者が事業を譲受する場合を除く。)において、承継した法人は、遅滞なく、第89条又は第95条第1項に基づき取引資格の取得申請又は第96条第1項の規定に基づき取引参加者の種類の変更を行わなければならない。

第4章 取引参加者の義務等

第1節 通則

(取引参加者契約の締結)

第107条 取引参加者は、当社との間で、取引参加者に関する施行細則に定める取引参加者契約を締結しなければならない。

(取引参加者代表者)

第108条 取引参加者が法人取引参加者(法人である取引参加者をいう。以下同じ。)であ

る場合は、その代表取締役又は代表執行役（法人取引参加者が外国法人の場合にあっては、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該法人取引参加者を代表するのに適当な者1人（以下「取引参加者代表者」という。）を、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、その代表権を有する者のうちから、当社において当該遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者を代表するのに適当なもの1人を取引参加者代表者に定め、当社に届け出なければならない。
- 3 法人取引参加者は、前2項の届出を変更するときは、当社にその旨を届け出なければならない。

（遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者の送達代理人）

第108条の2 遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に代理して送達を受ける権限を有するものとして、指定清算参加者を送達代理人として定め、当社に届け出なければならない。ただし、当該遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者が会社法（平成17年法律第86号）第817条第1項の規定により日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）を定めているときは、当該日本における代表者を当社に届け出るものとする。

- 2 前項の送達代理人は、当社からの遠隔地市場取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者に対する送達に係る事務の処理を適切、かつ、速やかに行わなければならない。

（取引参加者の定款等の変更の請求）

第109条 当社は、法人取引参加者の定款若しくは役員又は取引参加者の業務の遂行の体制、他の者との共同関係、支配関係若しくは取引関係が当社の目的又は当社の市場の運営に鑑みて適当でないとき、自主規制委員会の決議により、その変更を請求することができる。

- 2 自主規制委員会が前項の規定に基づき取引参加者に対する変更の請求を決議しようとする場合において、自主規制委員会が必要と認めるときは、その取引参加者に対してあらかじめその旨を通知し、その取引参加者又は代理人が自主規制委員会に出席して弁明するための機会を与えることができる。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができるものとする。
- 3 取引参加者は、第1項の変更請求が不当であると認めるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、当社に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。
- 4 当社は、前項の異議の申立てを受理したときは、遅滞なく、自主規制委員会において、当該申立てについて審査する。

- 5 前項の審査の結果、自主規制委員会が第1項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認めるときは、当社は、直ちに第1項の請求を変更し、又は取り消すものとする。
- 6 第2項の場合において、自主規制委員会は、弁明の機会を与えられた取引参加者又はその代理人が、正当な理由なくして出席しないときは、第2項の規定にかかわらず、その変更を請求することができる。
- 7 当社は、取引参加者に対して第1項の変更請求又は第5項の変更請求の変更若しくは取消しを決定したときは、遅滞なく、理由を示してその旨を書面をもって本人に通知する。

(変更の請求に対する対応措置等)

- 第110条** 前条第1項の規定に基づき変更の請求を受けた取引参加者は、定められた日時までに当該請求に対する対応措置を講じたときは、その旨を書面をもって、当社に届け出るものとする。
- 2 前項の規定に基づく届出書には、その請求に対して講じた措置についての説明書を添付しなければならない。
 - 3 当社は、第1項の規定に基づく書面を受理した場合、自主規制委員会が審査し適当と認めるときは、その旨を当該取引参加者に通知するものとする。

(取引参加料の納入)

- 第111条** 取引参加者は、取引参加料等に関する細則に定めるところにより、取引参加料を当社に納入しなければならない。

(信認金)

- 第112条** 取引参加者は、次の各号に掲げる金額を信認金として、当社に預託しなければならない。
- | | |
|------------------|-------|
| (1) ゴム部取引参加者 | 100万円 |
| (2) 貴金属部取引参加者 | 300万円 |
| (3) 石油部取引参加者 | 100万円 |
| (4) 中京石油部取引参加者 | 100万円 |
| (5) アルミニウム部取引参加者 | 100万円 |
| (6) 農産物・砂糖部取引参加者 | 100万円 |
- 2 取引参加者は、前項の信認金を預託した後でなければ、当該市場において取引することができない。
 - 3 当社は、信認金について、租税滞納処分を受け、若しくはその例によって処分を受け、又は裁判所から差押を受けた場合、当社の指定する金額を指定の日時までに預託させるものとする。

(信認金の優先弁済)

第113条 受託取引参加者に対して当社の市場における取引を委託した者は、その委託により生じた債権に関し、当該商品市場についての当該受託取引参加者の信認金について、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。

- 2 前項の優先弁済を受ける権利が競合するときは、取引参加者でない委託者の有する権利は、取引参加者である委託者の有する権利に対し優先する。

(有価証券の充用)

第114条 信認金は、有価証券をもってこれに充てることができる（以下「充用有価証券」という。）。

- 2 前項の充用有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第4号から第9号までに掲げるものについては、当社が指定したものに限る。

- (1) 国債証券又は地方債証券
- (2) 日本銀行の発行する出資証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 取引所金融商品市場において売買取引されている株券
- (5) 金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券
- (6) 銀行法（昭和56年法律第59号）による銀行の発行する株券（前2号の株券を除く。）
- (7) 第4号又は第5号の株券を発行する会社の発行する社債券
- (8) 信託法（平成18年法律第108号）第185条第1項に規定する受益証券、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第7項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条第2項に規定する受益証券
- (9) 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第15項に規定する投資証券、同条第18項に規定する投資法人債券及び同法第220条第1項に規定する外国投資証券

- 3 充用有価証券の充用価格は、当該有価証券の最近の時価を基準として、省令第39条に規定する価格以下において取引参加者に関する施行細則に基づき定めた額とする。

- 4 当社は、充用有価証券の種類若しくは銘柄又は充用価格を変更することにより、取引参加者の預託している信認金の額が当該取引参加者の預託すべき信認金の額に対し、不足を生じたときは、当該取引参加者に対し、期限を指定して不足額を預託させ、超過額を生じたときは、当該取引参加者の請求によりその超過額を返付する。

(充用有価証券の指定等)

第115条 前条第2項第4号から第8号までに掲げる充用有価証券の指定は、次に掲げる要件を満たすものにつき行うものとする。

- (1) 額面のあるものにあつては、その時価が額面の2分の1を超えるものであること
- (2) 銀行株券にあつては、当社の指定銀行であつて当社が取引しているものの発行する

株券であること

- (3) 社債券にあっては、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び金融商品取引法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている社債券であること
 - (4) 貸付信託法第2条第2項に規定する受益証券にあっては、当該受益証券に係る信託取扱期間終了の日から1年以上経過しているものであること
- 2 当社は、充用有価証券が前項に掲げる要件に適合しなくなったときは、遅滞なく、当該有価証券の指定を取り消すものとする。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、充用有価証券の充用に関し必要な事項は、当社が定める。

(取引参加者保証金の預託)

- 第116条** 当社は、第111条の規定に基づく取引参加料に係る債務の履行を確保するための取引参加者保証金を、当社が定めるところにより、取引参加者をして当社に預託させることができる。
- 2 取引参加者保証金は、当社が定めるところにより、有価証券をもってこれに充てることができる。

(信認金の返還請求権の譲渡等の禁止)

- 第117条** 取引参加者は、信認金の返付を受ける権利を、他人に譲渡し、又は担保の目的に供することができない。ただし、受託取引参加者が、委託者保護基金に対し、その信認金の返付を受ける権利を担保の目的に供する場合は、この限りでない。

(施設利用による責任の所在)

- 第118条** 当社は、取引参加者が業務上当社が設置する電子計算機等を利用した売買システム等当社の施設を利用したことによって損害を被ることがあっても、法令又は本業務規程で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(届出事項)

- 第119条** 取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。
- (1) 第85条各号に掲げる取引参加者たる資格の要件を具備しなくなったとき又は第88条第1項各号に掲げる欠格要件に該当することとなったとき
 - (2) 支払不能となり、その他当社又は他の取引参加者との間における契約が履行できない状態になったとき
 - (3) 銀行取引の停止処分を受けたとき
 - (4) 氏名又は商号（名称を含む。以下同じ。）に変更があったとき

- (5) 本店又は主たる事務所（遠隔地市場取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者においては、本店又は当社の市場における取引を行う営業所若しくは事務所）の名称及び所在の場所に変更があったとき
 - (6) 法人であるときは、定款及び役員の氏名に変更があったとき
 - (7) 当社の市場における取引に係る訴訟の当事者となったとき、又はその判決があったとき
 - (8) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分若しくはその他の保全処分を受けたとき
 - (9) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき
 - (10) 他の商品取引所において取引参加者等となったとき又は取引参加者等でなくなったとき
 - (11) 清算資格を取得しようとするとき若しくは取得したとき又は喪失しようとするとき若しくは喪失したとき
 - (12) 合併、分割又は事業譲渡しようとするとき
 - (13) 当社の市場において取引をする上場商品又は上場商品指数を変更するとき
 - (14) 債務超過となったとき又は監査報告書において疑義が呈されたとき
- 2 受託取引参加者及び遠隔地仲介取引参加者は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面をもって当社に届け出なければならない。
- (1) 法第303条第1項の規定により委託者保護基金に通知をしたとき
 - (2) 建玉の移管について契約を締結したとき又は解約したとき
 - (3) 法第225条第1項及び第228条第1項の規定により、合併、分割又は事業譲渡に係る主務大臣の認可を受けたとき
 - (4) 受託取引参加者においては、国内に設けられたすべての営業所及び事務所において法第2条第22項第1号及び第2号に掲げる行為に係る業務を廃止したとき
 - (5) 遠隔地仲介取引参加者においては、当社の市場における取引を行うすべての営業所及び事務所において法第2条第22項第1号及び第2号に相当する外国の法令の規定による同種の行為に係る業務を廃止したとき
 - (6) 取引参加者に関する施行細則に定める場合に該当するに至ったとき
- 3 取引参加者が次の各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を書面をもって、当社に届け出なければならない。
- (1) 法人が破産手続開始の決定により解散し、又は個人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、その破産管財人
 - (2) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合においては、その清算人
 - (3) 個人が死亡した場合においては、その相続人
 - (4) 個人が成年被後見人となった場合においては、その法定代理人

4 前3項の規定による届出書には、当社の指示する書類を添付しなければならない。

(財務報告)

第120条 清算参加者である取引参加者は、事業年度毎に計算書類等若しくは有価証券報告書又はこれらに準ずる書面を当社が指定する日までに当社に提出しなければならない。

2 取引参加者は、当社の要求があった場合は、法第99条第7項及び省令第38条に規定するところにより作成した純資産額に関する調書その他当社が必要と認める書類を当社が指定する日までに当社に提出しなければならない。

(帳簿の区分経理及び保存)

第121条 取引参加者は、商品市場における取引とその他の取引とについて区分して経理しなければならない。

2 前項の市場における取引に関する帳簿その他業務に関する書類は、省令第50条第2項の規定により作成し、当該取引参加者の本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置き、かつ、同条第3項の規定により10年間保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を省令第51条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

(受託取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)

第122条 受託取引参加者は、省令第113条第1項第2号の帳簿（商品デリバティブ取引日記帳を除く。以下この条において同じ。）について、自己の計算による取引と委託者の計算による取引及び商品市場における取引等（法第2条第21項第1号に掲げるもの（商品清算取引を除く。）又は第3号に掲げるものに限る。）の受託に係る取引と商品市場における取引等（同項第2号又は第4号に規定する取次ぎに限る。）の受託に係る取引とについて、区分経理しなければならない。

2 省令第113条第1項第1号及び第2号の帳簿は、同条第1項の規定により作成し、当該受託取引参加者の本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置き、かつ、同条第2項の規定により、同条第1項第1号に掲げるものについては5年間、同条第1項第2号に掲げるものについては10年間（注文伝票にあっては、7年間）、それぞれ保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を省令第114条に規定する電磁的方法による保存に代えることができる。

(遠隔地仲介取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)

第122条の2 遠隔地仲介取引参加者は、自己の計算による取引と海外顧客の計算による取引について、区分経理しなければならない。

2 遠隔地仲介取引参加者は、取引参加者に関する施行細則の定めるところにより帳簿を作成し、当該遠隔地仲介取引参加者の当社の市場における取引を行う営業所又は事務所に備え置き、かつ、10年間保存しなければならない。ただし、帳簿による保存を第121

条第2項の規定に準じてする電磁的方法による保存に代えることができる。

(帳簿の提出要求及び監査)

第123条 当社は、必要と認めるときは、いつでも取引参加者に対し、前3条に規定する帳簿、書類又はその他の資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

2 当社は、法第112条第2号、省令第48条、法第157条第1項又は法第349条の2第1項の規定により主務大臣に対し報告するため必要がある場合には、取引参加者に対し、参考となるべき資料の提出を命じ、かつ、その事情の説明を求めることができる。

3 当社は、当社が清算機構から商品取引債務引受業における運営等の公正の確保を図るための調査に関し、情報提供の要請があった場合において、当社が当該要請に応じることが相当と認められる場合、いつでも取引参加者に対し、前3条に規定する帳簿、書類又はその他の資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

4 当社は、情報交換協定等を締結している場合であって、当該協定に基づき情報提供の要請があった場合において、当社が当該要請に応じることが相当と認められる場合には、当該要請に応じることができる。この場合、いつでも取引参加者に対し、必要な資料の提出を命じ、かつ、その説明を求めることができる。

5 当社は、必要と認めるときは、いつでも当社の職員をして取引参加者若しくは当該取引参加者が支配関係を有する法人の事務所若しくは営業所に立ち入り、又はその帳簿、書類その他業務に係る物件を監査させることができる。

6 取引参加者は、第1項から第4項までの規定による帳簿、書類の提出命令及び前項の規定による監査を、正当な理由なくして拒んではならない。

7 当社は、取引参加者の財産、経理の状況を明らかにする必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、公認会計士による監査証明を求めることができる。

(システム売買による取引の申出等)

第124条 システム売買における売付け又は買付けに係る申出は、取引参加者又は法人である取引参加者の役員若しくは使用人が行うものとする。

2 取引参加者は、前項の申出に係る一切の行為について、その責めに任じなければならない。

(取引の虚偽の報告の禁止)

第125条 取引参加者は、当社の市場における取引につき、新たな売付け若しくは買付け又は転売若しくは買戻しの別その他これに準ずる事項を偽って、当社に報告してはならない。

(使用者の責任)

第126条 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、自己の使用人が当社の市場におけ

る取引に関し、当該受託取引参加者の委託者又は当該遠隔地仲介取引参加者の海外顧客との間において行った一切の行為について、その責めに任じなければならない。

第2節 清算資格を有しない取引参加者の義務等

(指定清算参加者の指定)

第127条 非清算参加者は、当社の市場における取引に係る商品清算取引の委託に関し、他社清算参加者（清算参加者であって、他社清算資格を有するものをいう。以下同じ。）との間で清算受託契約を締結し、常に商品清算取引の委託先とする一の者（以下「指定清算参加者」という。）を指定しなければならない。

2 非清算参加者は、前項に規定する指定清算参加者の指定又は変更を行う場合には、あらかじめ、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、当社に申請し、承認を得なければならない。

(清算受託契約の締結の届出)

第128条 非清算参加者は、清算受託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、取引参加者に関する施行細則に定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

(清算受託契約の解約の報告)

第129条 非清算参加者は、清算受託契約の解約については、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところにより、その内容を当社に報告しなければならない。

(1) 合意による解約

当該解約を行おうとする日の3日前（休業日を除外する。）の日までに報告を行う。

(2) 非清算参加者が事前に他社清算参加者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後遅滞なく報告を行う。

(3) 非清算参加者が事前に他社清算参加者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約

当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく報告を行う。

(4) 非清算参加者が商品清算取引の委託に基づく取引に係る債務についての期限の利益の喪失事由に該当したことによる解約

当該解約を行おうとする日の前日までに報告を行う。

第5章 取引参加者の制裁及び措置等

(取引参加者に対する制裁)

第130条 当社は、取引参加者が次の各号の一に該当することとなったと認めるときは、自主規制委員会の決議により、その取引参加者に対し当該各号に掲げる制裁を加えることができる。

- (1) 取引参加料、信託金その他当社に納入し、又は預託しなければならない金銭、充用有価証券を当社の定める日時までに納入又は預託しないときは、戒告、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (2) 当社の市場における取引について、他人に名義を貸与したときは、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (3) 当社の市場における取引の成立に際し、正当な理由なくしてその成立につき異議を申し立て、その他市場における秩序を著しく乱し、又は他の取引参加者の取引を著しく妨げたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (4) 銀行取引の停止処分を受けた場合は、6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (5) 純資産額を偽って表示したときは、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (6) 当社が取引参加者に対し正当な理由のもとに帳簿その他の書類又は報告書の提出を命じ、又は本人若しくはその使用人の出頭を命じた場合において、正当な理由なくしてこれに応ぜず、又は虚偽の帳簿その他の書類又は報告書を提出したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (7) 当社の指示、変更請求又は決定した事項を遵守せず、又は正当な理由なくしてこれを忌避したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- (8) 取引の信義則に反する行為又は当社若しくは当社の取引参加者の信用を傷つける行為をしたときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し

- (9) 前各号に掲げる事由のほか、関係法令若しくは定款、本業務規程、受託契約準則及び紛争処理規程その他当社の定める規則の規定に違反したとき又はこれらの規定に基づく処分に違反したときは、戒告、1億円以下の過怠金の賦課又は6月以内の期間を定めての全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し
- 2 当社は、前項において戒告をし、過怠金を賦課し、又は取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を命じることとなった場合、自主規制委員会の決議により、制裁とともに日時を定めて前項各号に該当する行為によって招来された状態を除去するための措置をとることを命ずることができる。
- 3 当社は、前項の場合において、定められた日時までに命ぜられた措置をとらなかったときは、自主規制委員会の決議により、取引資格を取り消すことができる。
- 4 取引参加者は、その使用人の行為により取引参加者が第1項各号の規定に該当することとなった場合であっても、使用人の行為に基づく故をもってその責めを免れることはできない。
- 5 第1項の過怠金の賦課及び取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限は、これを併課することができる。
- 6 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者が同時に他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるよう当該他の商品取引所に通知するものとする。
- 7 当社は、第1項又は第3項の規定に基づき、全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの制裁を受けることとなる取引参加者の氏名又は商号、制裁の種類及びその事由並びに審査の経過の概要を、その制裁の執行前までに受理されるよう清算機構に通知するものとする。

(制裁に対する弁明の機会)

- 第131条** 自主規制委員会が前条の規定に基づき取引参加者に対する制裁を決議しようとするときは、当社は、その取引参加者に対してあらかじめその旨を通知し、その取引参加者又は代理人が自主規制委員会に出席して弁明するための機会を与えなければならない。ただし、当該取引参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって弁明に代えることができるものとする。
- 2 前項の場合において取引資格の取消しについては、その会日の10日前までにその取引参加者に対し、その旨及び取引資格の取消しの理由を記載した書面を送付するものとする。
- 3 第1項の場合において自主規制委員会は、弁明の機会を与えられた取引参加者又はその代理人が、正当な理由なくして出席しないときは、第1項の規定にかかわらず、その

制裁を決議することができる。

(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)

第131条の2 当社は、取引参加者が法第232条第2項、法第235条第2項及び法第236条第1項の規定に基づき主務大臣から商品市場における取引又は商品先物取引業の停止命令を受けたときは、当該処分の内容に応じ全部又は一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止若しくは制限を行う。

2 第138条の規定は、前項の規定に基づく措置を行った場合について準用する。

(取引の停止)

第132条 当社は、取引参加者が次の各号に該当することとなったときは、当該各号に定める措置を講ずるものとする。ただし、第4号又は第5号にあつては、当該受託取引参加者が引き続き当社の取引参加者である場合には、当社が必要と認める範囲において同号に規定する措置を講ずるものとする。

(1) 清算参加者が、清算機構により清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の処分（次条第2項第2号に規定する処分である場合を除く。）を受けた場合

当該処分の内容に応じた当社の市場における取引の停止

(2) 非清算参加者の指定清算参加者が清算機構により清算資格の取消し又は債務の引受けの全部若しくは一部の停止の処分を受けた場合

当該処分の内容に応じた当該非清算参加者の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

(3) 非清算参加者が、指定清算参加者の指定をしていない場合

当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

(4) 受託取引参加者が法第197条第3項による公告又は遠隔地仲介取引参加者がこれに相当する外国の法令の規定による同種の行為を行った場合において、第97条に規定する取引資格の全部喪失届出を行わない場合

当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

(5) 受託取引参加者が第119条第2項第4号又は遠隔地仲介取引参加者が同項第5号の届出を行った場合

当社の市場における取引又は商品清算取引の委託の停止

2 前項第3号の場合において、指定清算参加者が非清算参加者との間における清算受託契約の解約により指定清算参加者でなくなったときは、同項の規定にかかわらず、当該非清算参加者は、当該非清算参加者の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものを解消するために必要とする限度において、当社の承認を受けて、当社の市場における取引又は商品清算取引の委託を行うことができる。

3 前項の場合においては、それまで指定清算参加者であった者は、非清算参加者の当社

の市場における取引又は商品清算取引の委託に基づく取引で未決済のものの解消を行う範囲内において、なお、当該非清算参加者の指定清算参加者とみなす。

- 4 当社は、第1項（第3号、第4号又は第5号に該当することとなった場合に限る。）に該当することとなった取引参加者が、他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、当該他の商品取引所へ通知するものとする。
- 5 当社は、第1項（第3号、第4号又は第5号に該当することとなった場合に限る。）に該当することとなった取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、清算機構へ通知するものとする。
- 6 第138条の規定は、第1項の規定に基づく措置を行った場合について準用する。

（違約等の場合の措置）

第133条 当社は、取引参加者が次の各号の一に該当することとなったとき、当該取引参加者（以下「違約者」という。）の当社の市場における取引又は商品清算取引の委託を停止するとともに、第70条の規定により建玉を移管する場合を除き、当該取引参加者の建玉を第71条の規定により整理するものとする。

- (1) 信託金を預託しないとき
- (2) 取引参加料その他当社に納入又は預託すべき金銭を、納入又は預託しないとき
- 2 取引参加者が次の各号の一に該当することとなったとき、当社は、当該取引参加者を違約者とみなし、前項の規定を適用する。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けたとき又は外国の法令上これと同等に扱われたとき
 - (2) 清算参加者にあつては、清算機構において支払不能と取扱われたとき
 - (3) 第119条第1項第2号の届出があつたとき
 - (4) 他の商品取引所において違約者となったとき又は商品取引所に相当する外国の施設から同等に扱われたとき
- 3 前2項の規定により非清算参加者の指定清算参加者が違約者となったときは、当該非清算参加者を違約者とみなし第1項の規定を適用する。ただし、当該非清算参加者が直ちに他の指定清算参加者を指定した場合その他当社が特に違約者とする必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 当社は、第1項（第2項（第1号又は第3号に該当することとなった場合に限る。）又は前項（第1項又は第2項第1号に該当することとなった場合に限る。）の規定により適用する場合を含む。）に該当することとなった取引参加者が、国内の他の商品取引所の取引参加者等であるときは、当該取引参加者の氏名又は商号及びその内容を、当該国内の他の商品取引所へ通知するものとする。
- 5 当社は、第1項（第2項（第1号又は第3号に該当することとなった場合に限る。）又は第3項（第1項又は第2項第1号に該当することとなった場合に限る。）の規定により適用する場合を含む。）に該当することとなった取引参加者の氏名又は商号及びそ

の内容を、清算機構へ通知するものとする。

- 6 第138条の規定は、第1項及び第2項の規定に基づく措置を行った場合について準用する。

(非清算参加者の債務不履行時等の場合の措置)

第134条 当社は、指定清算参加者から、清算受託契約に基づき非清算参加者が当該指定清算参加者に対する期限の利益を喪失したことをもって、当該非清算参加者の建玉の整理を行いたい旨の申出があり、当社が当該事実を確認したときは、当該非清算参加者を違約者とみなし、前条第1項、第4項及び第5項の規定を適用する。

(取引の停止の解除等)

第135条 第130条第1項の規定に基づき全部若しくは一部の市場における取引若しくは商品清算取引の委託の停止又は制限の制裁を受けた取引参加者は、当該制裁を受けた原因を除去したとき又は同条第2項の規定に基づき命ぜられた措置を定められた日時までにとったときは、その旨を書面をもって、当社に届け出るものとする。この場合において、その解除を申請することができる。

- 2 前項の規定に基づく届出書には、その制裁を受けた原因を除去するために採った措置について説明書を添付しなければならない。
- 3 当社は、第1項の規定に基づく書面を受理した場合、自主規制委員会が審査し適当と認めるときは、その取引若しくは商品清算取引の委託の停止を解除又は軽減することができる。
- 4 第130条第6項、同条第7項及び第138条の規定は、前項の規定に基づき解除又は軽減した場合について準用する。

(異議の申立て)

第136条 取引参加者は、自己に加えられた制裁（取引資格の取消しの場合を除く。）について不服があるときは、制裁を受けた日から10日以内に、当社に対し、書面をもって異議の申立てをすることができる。

- 2 当社は、前項の規定による異議の申立書を受理したときは、自主規制委員会の決議により、承認又は不承認を決定する。
- 3 異議の申立てを行った取引参加者は、異議の申立てを承認されないときは、審査に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第138条の規定は、第2項の規定に基づき承認又は不承認を決定した場合に準用する。

(制裁の特例)

第137条 当社は、第130条第1項の規定にかかわらず、取引参加者が他の商品取引所において取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、若しくは制限する処分を受けることと

なった場合、又は清算機構において清算資格を取消し、若しくは債務の引き受けの全部若しくは一部を停止する処分を受けることとなった場合には、自主規制委員会の決議により、当該処分の範囲内において制裁を加え、又は1億円以下の過怠金を賦課する制裁を加えることができる。

- 2 当社は、前項の規定に基づき、取引若しくは商品清算取引の委託を停止し、又は制限する制裁を加えた場合において、他の商品取引所又は清算機構から第135条第4項の通知と同様の通知を受けたときは、自主規制委員会の決議により、当該取引参加者に加えた制裁を解除又は軽減することができる。
- 3 当社は、第1項の規定に基づくもののほか、法第160条の規定に基づき主務大臣から取引参加者の取引資格を取り消すべき旨又は6月以内の期間を定めて取引参加者の市場における取引若しくは商品清算取引の委託を停止すべき旨の命令があったときは、当該命令に基づき当該取引参加者を処分する。
- 4 第131条の規定は、第1項の規定に基づき制裁を加えようとする場合について、第130条第6項、同条第7項及び次条の規定は、第1項の規定に基づき制裁した場合についてそれぞれ準用する。
- 5 第130条第6項、同条第7項及び次条の規定は、第2項の規定に基づき解除又は軽減した場合について準用する。

(制裁の通知及び掲示等)

第138条 当社は、取引参加者に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、理由を示してその旨を書面をもって本人に通知する。

- 2 当社は、取引参加者に対する制裁を決定したときは、遅滞なく、その者の氏名又は商号、制裁の種類及びその理由を当社の掲示場への掲示及び取引参加者に関する施行細則に定める方法により公表する。なお、掲示場への掲示の期間は、5営業日とする。

(商品先物取引業等停止処分の表示)

第139条 商品先物取引業を停止された受託取引参加者、国内又は外国の法令の規定による命令により取引を停止された遠隔地仲介取引参加者は、その停止期間中、当社の市場における取引の受託をしない旨を、公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(通報)

第140条 取引参加者は、他の取引参加者が定款、本業務規程、受託契約準則、紛争処理規程その他の規則に違反する行為をなし、又は取引について不正若しくは不穏当な行為があることを発見したときは、当社に対し、その事実を記載し、かつ、記名押印した書面をもって通報することができる。

- 2 当社は、前項に規定する書面を受理したときは、直ちに通報された取引参加者にその書面の写し（通報者の氏名又は商号を除く。）を交付し、これに対する回答を求めない

ればならない。

- 3 通報された取引参加者は、前項に規定する書面を受領した日から起算して5日以内に、若しくは当社が適当と認める日までに、記名押印した書面をもって、当社に回答しなければならない。
- 4 当社は、前項の規定による回答があったとき、又は期日までに回答がなかったときは、その通報事項を自主規制委員会において審議する。
- 5 当社は、前項の規定による審議の結果通報された取引参加者が第130条第1項各号の一に該当するものと認めるときは、本章の規定により処理する。

(取引の信義則違反)

第141条 取引の信義則に反する行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 不公正な取引又は受託を行うこと
- (2) 信用の保持を欠くこと
- (3) 委託者保護に欠ける行為を行うこと
- (4) 不注意又は怠慢な取引若しくは受託を行うこと

(勧告)

第142条 当社は、取引参加者の当社の市場における取引に係る業務若しくは当該取引参加者の営む他の業務若しくは支配関係を有する他の法人の業務又は財産の状況等が当社の目的又は当社の市場の運営に鑑みて適当でないとき、自主規制委員会の決議により、当該取引参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 当社は、前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該取引参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

第6章 雑則

(準取引参加者)

第143条 当社は、第85条から第87条までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに、当社における取引を行わせるため、これらの者を対象とした準取引参加者を置くことができる。

- (1) 外国において当社の上場商品構成品（第85条第1項第1号のイからホまでに掲げる物を含む。）の売買等を業として行っている者
- (2) 第85条第1項第3号に該当する者
- (3) 外国において第85条第1項第5号イからルまでのいずれかに相当する者
- (4) 外国において第85条第1項第5号ヲに該当する者

(預託金の利息)

第144条 当社は、取引参加者が現金をもって預託した信託金に対しては、利息を支払わない。

(天災地変等の場合における特別の措置)

第145条 当社は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない理由により、取引参加者が本業務規程で定められた取引参加料等の納入、その他の義務を履行することが不可能又は著しく困難であると認めるに至ったときは、その原因が軽減又は除去されたと認められた時まで、当該義務の履行を延期する等の特別の措置をとることができる。

附則

第1条 この規程は、平成21年5月7日又は商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成21年3月19日）のいずれか遅い日に施行する。

第2条 施行日前の業務規程は、これを廃止する。

第3条 施行日前の業務規程に基づいてなされた事項は、施行日においてこの規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附則

平成21年9月15日開催の取締役会において決議された第1条（目的）、第3条（市場管理細則等）から第9条（立会の一時中断）、第3章（商品市場、上場商品、取引の種類、期限、呼値及び単位）章名、第10条（取引の対象物品）、第13条（オプション取引の対象等）、第18条（取引の締結の方法等）、第22条（売買注文の状況の配信）から第32条（EFP取引及びEFS取引による売買）、第35条（EFP取引等の取引の停止）、第36条（帳入値段）、第38条（取引の通知）から第41条（清算参加者の取引証拠金）、第43条（非清算参加者の委託分の取引証拠金の差し入れ又は預託）、第47条（受渡しによる決済）から第49条（受渡場所）、第54条（受渡品の倉荷証券及び出荷依頼書等）、第60条（軽油受渡しに関する通知）、第62条（最終決済価格）、第64条（権利行使期間）から第66条（権利行使の割当て）、第68条（権利行使の成立に伴う現物先物取引の売買約定の成立等）、第70条（建玉の移管）、第71条（違約処理）、第73条（違約中間玉の処理）、第74条（違約受渡玉の処理）、第76条（建玉の移管及び違約処理にかかる内容の通知）から第91条（取引資格の取得手続き）、第93条（取引資格取得の日）から第98条（取引資格の全部喪失申請等の掲示）、第100条（喪失申請者の合併等の場合における取引等）から第108条（取引参加者代表者）、第109条（取引参加者の定款等の変更の請求）から第116条（取引参加者保証金の預託）、第118条（施設利用による責任の所在）から第120条（純資産額調書）、第123条（帳簿の提出要求及び監査）、第125条（取引の虚偽の報告の禁止）から第140条（通報）及び第142条（勧告）から第145

条（天災地変等の場合における特別の措置）の変更規定、第72条（被違約者及び被違約玉）の削除、並びに第9条の2（商品市場、上場商品等）、第4章の2（取引の決済）、第35条の2（商品市場における取引の決済）及び第108条の2（遠隔地市場取引参加者の送達代理人）の新設規定は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第74号）附則第1条第2号に規定する同法施行の日（平成21年10月8日）又は商品取引所法（昭和25年法律第239号）第155条第1項の主務大臣の認可を受けた日（平成21年10月7日）のいずれか遅い日に施行する。

附則

平成21年10月20日開催の取締役会で議決された第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位）の変更規定は、経済産業大臣の認可の日（平成21年11月5日）から施行し、平成22年12月限以降の限月から適用する。

附則

平成21年11月17日開催の取締役会において決議された第10条（取引の対象物品）の変更規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成21年11月30日）から施行し、平成22年12月限以降の限月から適用する。

附則

平成22年1月19日開催の取締役会において決議された第3条（市場管理細則等）第4項の2の変更規定、第31条の2（ブロック取引による売買）、第31条の3（ブロック取引参加資格の事前登録）、第31条の4（ブロック取引の申出価格）、第31条の5（ブロック取引の申出時間）、第31条の6（ブロック取引の申出対象限月等）及び第31条の7（ブロック取引の停止）の新設規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成22年2月4日）に施行する。

附則

平成21年11月17日開催の取締役会において決議された第3条（市場管理細則等）、第4条（取引の種類）の定義、第3章（商品市場、上場商品等、取引の種類、期限、呼値及び単位）章名、第9条の2（商品市場、上場商品等）、第10条（取引の対象物品等）、第14条（当月限納会日、取引最終日及び指数先物取引の終了）、第15条（新甫発会日等）、第16条（先物取引の期限）、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位）、第19条（個別競争売買）、第24条（過誤訂正）、第25条（取引参加者端末故障時の付替）、第28条（テイクアップ申出）、第30条（建玉又は取引の制限）、第31条（特別売買）、第37条（約定差金、帳入差金及び権利行使約定差金）、第38条（取引の通知）、第40条（取引証拠金）、第7章（受渡し、最終決済等及び権利行使）章名、第73条（違約中間玉の処理）、第77条（違約による損失の計算）、第78条（公表事項）、第79条（総取引高等の通知

及び公表)、第85条(取引参加者たる資格)、第86条(取引参加者の区分)、第95条(取引資格の追加又は一部喪失)、第112条(信託金)及び第119条(届出事項)の変更規定、第75条(オプション取引の違約処理)の削除、並びに第12条の2(指数先物取引の対象)、第16条の2(限日取引)、第3節(指数先物取引における決済)及び第63条の2(指数先物取引の建玉の決済方法)の新設規定、並びに平成21年12月1日開催の取締役会において決議された第36条(帳入値段等)の変更規定、並びに平成22年1月19日開催の取締役会において決議された第31条の2(ブロック取引による売買)、第31条の4(ブロック取引の申出価格)及び第31条6(ブロック取引の申出対象限月等)の変更規定は、平成22年3月23日又は商品取引所法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成22年3月15日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

平成22年1月19日開催の取締役会において決議された第10条(取引の対象物品等)、第11条(標準品)、第17条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位)及び第52条(受渡代金)の変更規定は、平成22年5月6日又は商品取引所法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成22年3月23日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第1条 平成22年5月27日開催の取締役会において決議された第2条(解釈の疑義)、第8条(立会の臨時開閉)、第19条(個別競争売買)、第31条の7(ブロック取引の停止)、第35条(EFP取引等の取引の停止)、第80条(売買システム障害時等の措置)、第81条(売買約定の取消しの通知)、第88条(欠格条件)から第90条(取引資格の取得の審査及び承認)、第95条(取引資格の追加又は一部喪失)から第97条(取引資格の全部喪失申請)、第106条(取引参加者の地位の承継)、第109条(取引参加者の定款等の変更の請求)、第114条(有価証券の充用)、第115条(充用有価証券の指定等)、第123条(帳簿の提出要求及び監査)、第130条(取引参加者に対する制裁)、第131条(弁明の機会)、第135条(取引の停止の解除等)から第137条(制裁の特例)、第140条(通報)及び第142条(勧告)の変更規定は、平成22年7月1日又は商品取引所法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成22年6月29日)のいずれか遅い日に施行する。

第2条 平成22年5月27日開催の取締役会において決議された第5条(立会の時間)から第7条(営業日及び休業日)の変更規定は、平成22年9月21日又は商品取引所法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成22年6月29日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第1条 第9条の2（商品市場、上場商品等）及び第30条（建玉又は取引の制限）の変更規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成22年8月9日）に施行する。

第2条 第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位）の変更規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成22年8月9日）に施行し、平成23年3月限以降の限月から適用する。

附則

第3条（市場管理細則等）の変更規定及び第6条の2（直接接続方式による売買注文等）の新設規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成22年9月27日）に施行する。

附則

第9条の2（商品市場、上場商品等）から第11条（標準品）、第14条（当月限納会日、取引最終日及び指数先物取引の終了）から第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位）、第49条（受渡場所）、第50条（受渡日時）、第54条（受渡品の倉荷証券及び出荷依頼書等）、第57条（申告受渡）、第58条（受渡条件調整）、第74条（違約受渡玉の処理）、第86条（取引参加者の区分）、第94条（取引できる者）、第95条（取引資格の追加又は一部喪失）及び第112条（信託金）の変更規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成22年10月4日）から施行する。

附則

第1条 第42条（非清算参加者の自己分の取引証拠金の差し入れ）第2項及び第43条（非清算参加者の委託分の取引証拠金の差し入れ又は預託）第6項の変更規定は、商品取引所法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成22年12月3日）に施行する。

第2条 第35条の2（ストップロス取引による売買）の新設規定、第3条（市場管理細則等）、第4条（取引の種類の変換）、第8条（立会の臨時開閉）、第9条の2（商品市場、上場商品等）、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）、第19条（個別競争売買）、第24条（過誤訂正）、第25条（取引参加者端末故障時の付替）、第30条（建玉又は取引の制限）、第31条（特別売買）、第35条の3（商品市場における取引の決済）、第36条（帳入値段等）、第40条（取引証拠金）、第42条（非清算参加者の自己分の取引証拠金の差し入れ）、第43条（非清算参加者の委託分の取引証拠金の差し入れ又は預託）、第45条（非清算参加者の取引証拠金の維持）、第46条（非清算参加者の取引証拠金維持額の申告）、第49条（受渡場所）、第54条（受渡品の倉荷証券及び出荷依頼書等）、第57条（申告受渡）、第58条（受渡条件調整）、第62条（最終決済価格）、第65条（権利行

使の申告)、第66条(権利行使の割当て)、第68条(権利行使の成立に伴う現物先物取引の売買約定の成立等)、第73条(違約中間玉の処理)、第85条(取引参加者たる資格)、第88条(欠格条件)、第89条(取引資格の取得の申請)、第95条(取引資格の追加又は一部喪失)、第105条(受託取引参加者の取引の決済の結了に関する特例)、第106条(取引参加者の地位の承継)、第119条(届出事項)から第122条(受託取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)、第132条(取引の停止)、137条(制裁の特例)及び第139条(商品先物取引業停止処分の表示)の変更規定、並びに第110条(委託の媒介等の制限)の削除は、平成23年1月1日又は商品取引所法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成22年12月3日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第1条 第31条の7(ブロック取引の申出数量)の新設規定並びに第29条(違約処理の場合の特例)、第31条の2(ブロック取引による売買)、第31条の3(ブロック取引参加資格の事前登録)、第31条の4(ブロック取引の申出価格)、第31条の5(ブロック取引の申出時間)、第31条の6(ブロック取引の申出対象限月等)、第31条の8(ブロック取引の停止)、第32条(EFP及びEFS取引による売買)、第34条(EFP取引等の申出価格)、第70条(建玉の移管)、第78条(公表事項)及び第79条(総取引高等の通知及び公表)の変更規定は、商品取引所法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成22年12月24日)に施行する。

第2条 第35条の2(ストップロス取引による売買)の変更規定は、平成23年1月1日又は商品取引所法第156条第1項の認可を受けた日(平成22年12月24日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第1条 第30条(建玉又は取引の制限)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成23年1月26日)に施行する。

第2条 第80条の2(過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等)の新設規定、第80条(売買システム障害時等の措置)及び第81条(売買約定の取消しの通知)の変更規定は、平成23年3月1日又は商品先物取引法第156条第1項の認可を受けた日(平成23年1月26日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第1条 第2編第7章第5節の節名及び第69条の2(決済方法)の新設規定の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成23年3月29日)に施行する。

第2条 第63条の2(最終決済日)及び第63条の3(最終決済数値)の新設規定並びに第3条(市場管理細則等)、第14条(当月限納会日、取引最終日及び指数先物取引の終

了)、第15条(新甫発会日等)、第16条(先物取引の期限)、第16条の2(限日取引)、第17条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使価格等)、第19条(個別競争売買)、第31条の6(ブロック取引の申出対象限月等)、第36条(帳入値段)、第2編第7章第3節の節名及び第63条の4(限日指数先物取引の建玉の決済方法)の変更規定は、平成23年5月2日又は商品先物取引法第156条第1項の認可を受けた日(平成23年3月29日)のいずれか遅い日に施行する。

第3条 日経・東工取商品指数市場にかかる指数先物取引(限日指数先物取引を除く。)において、前条の施行日に発会する限月は、第16条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月限とする。

附則

第14条(当月限納会日及び取引最終日)、第15条(新甫発会日)、第16条(先物取引の期限)、第17条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使価格等)、第30条(建玉又は取引の制限)、第31条(特別売買)、第31条の2(ブロック取引による売買)、第31条の4(ブロック取引の申出価格)、第31条の6(ブロック取引の申出対象限月等)、第35条の2(ストップロス取引による売買)、第36条(帳入値段等)、第2編第7章第3節の節名、第63条の2(最終決済日)、第69条の2(決済方法)、第73条(違約中間玉の処理)、第78条(公表事項)及び第79条(総取引高等の通知及び公表)の変更規定並びに第16条の2(限日取引)及び第63条の4(限日指数先物取引の建玉の決済方法)の削るは、平成24年3月1日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成23年3月31日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第26条(ギブアップ)、第27条(ギブアップ申出)、第28条(テイクアップ申出)及び第138条(制裁の通知及び掲示等)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成23年5月23日)に施行する。

附則

第1条 第32条(EFP取引及びEFS取引による売買)及び第36条(帳入値段等)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成23年10月18日)に施行する。

第2条 第28条の2(ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例)及び第28条の3(ギブアップの取消し)の新設規定並びに第26条(ギブアップ)、第27条(ギブアップ申出)及び第28条(テイクアップ申出)の変更規定は、平成23年12月19日又は商品先物取引法第156条第1項の認可を受けた日(平成23年10月18日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第36条（帳入値段等）の変更規定は、平成24年3月1日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成23年10月24日）のいずれか遅い日に施行する。

附則

第3条（市場管理細則等）の変更規定並びに第8章の2（停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例）の章名及び第77条の2（停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例）から第77条の8（商品市場における取引の決済に関する読替え）までの新設規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成24年6月4日）に施行する。

附則

第10条（取引の対象物品等）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成24年6月8日）から施行し、平成24年12月限以降の限月から適用する。

附則

第89条（取引資格の取得の申請）、第95条（取引資格の追加又は一部喪失）及び第96条（取引資格の種類の変更）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条の認可を受けた日（平成24年8月13日）に施行する。

附則

第1条 第2編第8章の2の章名及び第70条の2（建玉の移管にかかる内容の通知）の新設規定並びに第2編第7章の章名、第2編第8章の章名、第2編第8章の3の章名、第1条（目的）、第2条（解釈の疑義）、第4条（取引の種類の変換）、第6条（売買注文の受付）、第7条（営業日及び休業日）、第8条（立会の臨時開閉）、第9条の2（商品市場、上場商品等）、第15条（新甫発会日）、第19条（個別競争売買）、第28条の2（ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例）、第28条の3（ギブアップの取消し）、第31条（特別売買）、第31条の2（ブロック取引による売買）、第31条の5（ブロック取引の申出時間）、第32条（EFP取引及びEFS取引による売買）、第52条（受渡代金）、第53条（受渡しに対する消費税）、第63条（当月限建玉の決済方法）、第70条（建玉の移管）、第71条（違約処理）、第76条（違約処理にかかる内容の通知）、第80条（売買システム障害時等の措置）、第81条（売買約定の取消しの通知）、第82条（臨機の措置）、第88条（欠格条件）、第99条（取引資格の当然喪失）、第100条（喪失申請者の合併等の場合における取引等）、第105条（受託取引参加者の取引の決済の結了に関する特例）、第108条（取引参加者代表者）から第110条（変更の請求に対する対応措置等）、第115条（充用有価証券の指

定等)、第118条(施設利用による責任の所在)、第119条(届出事項)、第130条(取引参加者に対する制裁)、第131条(制裁に対する弁明の機会)、第133条(違約等の場合の措置)、第135条(取引の停止の解除等)、第136条(異議の申立て)、第138条(制裁の通知及び掲示等)、第140条(通報)から第142条(勧告)及び第145条(天災地変等の場合における特別の措置)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号。以下「法」という。)第156条第1項の認可を受けた日(平成24年9月13日)に施行する。

第2条 第14条(当月限納会日及び当月限取引最終日)、第36条(帳入値段等)及び第62条(最終決済価格)の変更規定は、法第156条第1項の認可を受けた日(平成24年9月13日)に施行し、平成25年12月限以降の限月から適用する。

附則

第1条 第7章第4節の節名、第7章第5節の節名、第3条(市場管理細則等)、第9条の2(商品市場、上場商品等)、第10条(取引の対象物品等)、第14条(当月限納会日及び当月限取引最終日)、第15条(新甫発会日)、第16条(先物取引の期限)、第17条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等)、第86条(取引参加者の区分)及び第112条(信認金)の変更規定並びに第7章第3節(指数先物取引における最終決済)、第12条の2(指数先物取引の対象)、第63条の2(最終決済日)及び第63条の3(最終決済数値)の削るは、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成25年1月11日)に施行する。

第2条 商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項に基づいて申請された平成24年9月21日付2012東工取第246号が認可された場合において、一部を次のように改める。

- (1) 第9条の2第1項第7号、同条第2項第7号、同条第3項、第10条中「及び日経・東工取商品指数市場における日経・東工取商品指数」、同条第7号、第86条第1項第7号及び第112条第1項第7号を削る。
- (2) 第14条第3項を削り、同条第4項を一項繰り上げる。
- (3) 第16条第3項を削り、同条第4項を一項繰り上げる。
- (4) 第17条第3項を削り、同条第4項を一項繰り上げる。

附則

第1条 第8条(立会の臨時開閉)から第11条(標準品)、第14条(当月限納会日及び当月限取引最終日)、第16条(先物取引の期限)、第17条(呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等)、第30条(建玉又は取引の制限)、第38条(取引の通知)、第49条(受渡場所)、第50条(受渡日時)、第52条(受渡代金)、第54条(受渡品の倉荷証券等)から第58条(受渡条件調整)、第70条(建玉の移管)、第74条(違約受渡玉の処理)、第78条(公表事項)、第82条(臨機の措置)、第85条(取引参加者たる資格)、第86条(取引参加者の区分)、第112条(信認金)、第119条(届出事項)、第123条(帳

簿の提出要求及び監査)、第137条(制裁の特例)及び第143条(準取引参加者)の変更規定は、平成25年2月12日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成25年1月18日)のいずれか遅い日に施行する。

第2条 前条の施行日において、粗糖にかかる平成25年9月限以前の限月の取引単位及び受渡単位は、第17条第1項の規定にかかわらず、それぞれ1枚10,000キログラムとする。

附則

第31条(特別売買)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成25年9月13日)に施行する。

附則

第32条(EFP取引及びEFS取引による売買)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成25年12月26日)に施行する。

附則

第105条の2(取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例)及び第131条の2(法令により処分を受けた取引参加者に対する措置)の新設規定並びに第35条の3(商品市場における取引の決済)、第70条(建玉の移管)、第88条(欠格条件)、第89条(取引資格の取得の申請)、第95条(取引資格の追加又は一部喪失)から第101条(取引資格の喪失等の承認)、第104条(取引資格の一部又は全部を喪失前にした取引の決済の結了)から第106条(取引参加者の地位の承継)、第108条(取引参加者代表者)、第109条(取引参加者の定款等の変更の請求)、第122条(受託取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)、第123条(帳簿の提出要求及び監査)、第130条(取引参加者に対する制裁)、第132条(取引の停止)、第133条(違約等の場合の措置)、第137条(制裁の特例)及び第138条(制裁の通知及び掲示等)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年3月19日)に施行する。

附則

第43条の2(遠隔地仲介取引参加者たる非清算参加者の海外顧客分の取引証拠金の差し入れ又は預託)、第70条の2(建玉の引継ぎ又は整理)、第105条の3(取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例)及び第122条の2(遠隔地仲介取引参加者の帳簿の区分経理及び保存)の新設規定並びに第2編第8章の章名、第6条(売買注文の受付)、第6条の2(直接接続方式による売買注文等)、第29条(違約処理の場合の特例)、第30条(建玉又は取引の制限)、第31条(特別売買)、第35条の2(ストップロス取引による売買)、第39条(約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価の授受)、第43条(非清算参加者の委託分の取引証拠金

の差し入れ又は預託)、第44条(非清算参加者の取引証拠金の差入時限)、第45条(非清算参加者の取引証拠金の維持)、第46条(非清算参加者の取引証拠金維持額等の申告)、第58条(受渡条件調整)、第63条(当月限建玉の決済方法)、第66条(権利行使の割当て)、第70条(建玉の移管)、第70条の2(建玉の移管にかかる内容の通知)、第73条(違約中間玉の処理)、第74条(違約受渡玉の処理)、第77条の7(異議の申し立て)、第84条(異議の申し立て)、第87条(取引の態様による取引参加者の種類)、第96条(取引資格の種類の変更)、第108条(取引参加者代表者)、第108条の2(遠隔地市場取引参加者の送達代理人)、第119条(届出事項)、第123条(帳簿の提出要求及び監査)、第126条(使用者の責任)、第132条(取引の停止)及び第139条(商品先物取引業停止処分の表示)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年3月31日)に施行する。

附則

第5条(立会の時間)、第6条(売買注文の受付)、第15条(新甫発会日)、第16条(先物取引の期限)、第19条(個別競争売買)、第31条の5(ブロック取引の申出時間)及び第31条の6(ブロック取引の申出対象限月等)の変更規定は、平成26年7月22日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年5月23日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第3条(市場管理細則等)、第47条(受渡しによる決済)の変更規定及び第58条の2(ADP)の新設規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年8月11日)に施行し、第71条(違約処理)及び第74条(違約受渡玉の処理)の変更規定は、平成27年9月1日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年8月11日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第31条の9(帳入値段取引による売買)、第31条の10(帳入値段取引の価格)、第31条の11(帳入値段取引の申出時間)、第31条の12(帳入値段取引の申出対象限月等)及び第31条の13(帳入値段取引の停止)の新設規定並びに第3条(市場管理細則等)、第29条(違約処理の場合の特例)及び第79条(総取引高等の通知及び公表)の変更規定は、平成26年10月6日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年9月9日)のいずれか遅い日に施行する。

附則

第12条(現金決済先物取引の対象)の変更規定は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成26年10月17日)に施行し、平成27年6月

限以降の限月から適用する。

附則

第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成27年1月8日）に施行し、平成28年4月限以降の限月から適用する。

附則

第10条（取引の対象物品等）の変更規定は、平成27年1月30日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成27年1月28日）のいずれか遅い日に施行し、当該施行日の日中立会終了時から適用する。

附則

第16条の2（限日取引）、第7章第2節の2の節名、第63条の2（理論現物価格）及び第63条の3（限日現金決済先物取引の建玉の決済方法）の新設規定並びに第3条（市場管理細則等）、第4条（取引の種類）の定義、第12条（現金決済先物取引の対象）、第14条（当月限納会日及び当月限取引最終日）、第15条（新甫発会日）、第16条（先物取引の期限）、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）、第19条（個別競争売買）、第36条（帳入値段等）、第37条（約定差金、帳入差金及び権利行使約定差金）、第38条（取引の通知）、第7章第2節の節名、第78条（公表事項）及び第79条（総取引高等の通知及び公表）の変更規定は、平成27年5月7日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成27年3月23日）のいずれか遅い日に施行し、当該施行日の日中立会から適用する。

附則

第3条（市場管理細則等）、第31条の2（ブロック取引による売買）、第31条の4（ブロック取引の申出価格）から第31条の6（ブロック取引の申出対象限月等）まで、第31条の8（ブロック取引の停止）、第34条（E F P取引等の申出価格）及び第79条（総取引高等の通知及び公表）の変更規定、第31条の3（ブロック取引参加資格の事前登録）及び第31条の7（ブロック取引の申出数量）の削除並びに第31条の9（帳入値段取引による売買）から第31条の13（帳入値段取引の停止）までの削るは、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成27年3月31日）の翌営業日に施行する。

附則

第89条（取引資格の取得の申請）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成27年12月21日）に施行する。

附則

第47条（受渡しによる決済）、第70条の2（建玉の引継ぎ又は整理）及び第127条（指定清算参加者の指定）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成28年4月15日）に施行する。

附則

第1条 第3条（市場管理細則等）第18項、第4条（取引の種類）の定義）第5号、第13条の2（現物取引の対象）、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）第4項、第4章の2、第38条の2（現物取引の通知）、第63条の3（限日現金決済先物取引の建玉の決済方法）第2項、同条第3項、第7章第2節の3及び第7章第4節の新設規定並びに第3条（市場管理細則等）第2項、第4条（取引の種類）の定義）柱書、第9条の2（商品市場、上場商品等）、第4章の2の章名、第56条（早受渡し）、第57条（申告受渡）、第7章第4節の節名、第69条の2（決済方法）、第71条（違約処理）、第74条（違約受渡玉の処理）第3項第1号、第77条（違約による損失の計算）柱書及び第79条（総取引高等の通知及び公表）第1号の変更規定は、平成28年7月25日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成28年7月21日）（以下この附則において「認可日」という。）のいずれか遅い日に施行する。

第2条 第6条の2（売買注文の訂正及び取消）、第13条（オプション取引の対象等）第2項、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）第5項、第25条（取引参加者端末故障時の付替）第1項、第32条（EFP取引及びEFS取引による売買）第3項、同条第4項、同条第5項、第36条（帳入値段等）第2項、第38条（取引の通知）第2項、同条第3項、同条第4項、第64条の2（オプション最終清算価格）、第65条（権利行使の申告）第2項、同条第3項及び第82条の2（主務大臣の命令による措置）の新設規定、第3条（市場管理細則等）第9項、第4条（取引の種類）の定義）第1項第4号、第5条（立会の時間）、第6条（売買注文の受付）第1項、第6条の2（直接接続方式による売買注文等）、第7条（営業日及び休業日）第4項、同条第5項、第8条（立会の臨時開閉）第1項、第9条（立会の一時中断）、第12条（現金決済先物取引の対象）第2項、第13条（オプション取引の対象等）、第14条（当月限納会日、当月限取引最終日及び限日現金決済先物取引の終了）、第15条（新甫発会日等）、第16条（先物取引の期限）第2項、同条第3項、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）第2項及び第3項、第19条（個別競争売買）、第20条（個別競争売買の原則）、第24条（過誤訂正）、第25条（取引参加者端末故障時の付替）第2項、同条第3項、第27条（ギブアップ申出）第1項、第28条（テイクアップ申出）第1項、同条第3項、第28条の2（ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例）第1項、同条第3項、第28条の3（ギブアップの取消し）第1項、同条第4項、第30条（売買注文、取引又は建玉の制限）第1項、第31条（特別売買）第4項、第31条の2（立会外取引による売買）第

3 項、同条第 4 項、同条第 5 項、第 31 条の 8（立会外取引の停止）、第 32 条（E F P 取引及び E F S 取引による売買）第 1 項、同条第 2 項、第 35 条（E F P 取引等の取引の停止）、第 36 条（帳入値段等）、第 37 条（約定差金、帳入差金及び権利行使約定差金）第 3 項、第 38 条（取引の通知）、第 39 条（約定差金、帳入差金、権利行使約定差金及びオプションの対価の授受）、第 7 章章名、第 47 条（受渡しによる決済）第 3 項、第 61 条（最終決済日）、第 62 条（最終決済価格）、第 63 条（当月限建玉の決済方法）、第 7 章第 3 節節名、第 64 条（権利行使期間）、第 65 条（権利行使の申告）、第 66 条（権利行使の割当て）第 1 項、同条第 2 項、同条第 3 項、同条第 4 項、第 67 条（権利行使の成立に伴うオプション取引の建玉の消滅）第 1 項、第 70 条（建玉の移管）第 3 項、同条第 4 項、第 73 条（違約中間玉の処理）第 2 項、同条第 4 項、第 74 条（違約受渡玉の処理）第 3 項第 2 号、第 77 条（違約による損失の計算）第 5 号、第 79 条（総取引高等の通知及び公表）第 2 号、第 3 号及び第 4 号、第 80 条（売買システム障害時等の措置）第 1 項第 5 号及び第 82 条（臨機の措置）第 1 項の変更規定、第 3 条（市場管理細則等）第 6 項、第 28 条の 2（ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例）第 2 項及び第 28 条の 3（ギブアップの取消し）第 3 項の削除並びに第 7 条（営業日及び休業日）第 3 項、第 31 条の 2（立会外取引による売買）第 2 項、第 31 条の 3、第 31 条の 4（立会外取引の申出価格）、第 31 条の 5（立会外取引の申出時間）、第 31 条の 6（立会外取引の申出対象限月等）、第 31 条の 7、第 65 条（権利行使の申告）第 4 項、第 67 条（権利行使の成立に伴うオプション取引の建玉の消滅）第 2 項、第 68 条（権利行使の成立に伴う現物先物取引の売買約定の成立等）及び第 69 条（取引最終日における建玉の消滅）を削る変更規定は、平成 28 年 9 月 20 日又は認可日のいずれか遅い日に施行する。

第 3 条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第 1 条 第 6 条（売買注文の受付）、第 6 条の 2（売買注文の訂正及び取消）、第 6 条の 3（直接接続方式による売買注文等）、第 7 条（営業日及び休業日）、第 8 条（立会の臨時開閉）、第 9 条の 2（商品市場、上場商品等）、第 13 条（オプション取引の対象等）、第 17 条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）、第 18 条（取引の締結の方法等）、第 22 条（売買注文の状況の配信）、第 23 条（取引の確認）、第 24 条（委託区分訂正）、第 25 条（取引参加者端末故障時の付替）、第 26 条（ギブアップ）、第 27 条（ギブアップ申出）、第 28 条（テイクアップ申出）、第 28 条の 2（ギブアップ申出及びテイクアップ申出の特例）、第 28 条の 3（ギブアップの取消し）、第 29 条（違約処理の場合の特例）、第 30 条（売買注文、取引又は建玉の制限）、第 31 条（特別売買）、第 31 条の 2（立会外取引による売買）、第 32 条（E F P 取引及び E F S 取引による売買）、第 35 条の 2 の 3（現物取引の取引時間）、第 35 条の 2 の 4（現物取引の締結方法）、第

35条の2の5（相対売買）、第35条の3（商品市場における取引の決済）、第38条（転売買戻し申告等）、第38条の2（現物取引の通知）、第48条（受渡供用品）、第54条（受渡品の倉荷証券等）、第56条（早受渡し）、第57条（申告受渡）、第58条（受渡条件調整）、第58条の2（ADP）、第63条の3（限日現金決済先物取引の建玉の決済方法）、第63条の3の5（希望受渡しの受渡代金）、第63条の3の7（希望受渡しの受渡条件調整）、第64条（権利行使日等）、第65条（権利行使の申告）、第66条（権利行使の割当て）、第68条（適用）、第68条の3（現物取引の受渡値段）、第68条の6（現物取引の受渡条件調整）、第70条（建玉の移管）、第70条の2（建玉の引継ぎ又は整理等）、第71条（違約処理）、第73条（違約中間玉の処理）、第74条（違約受渡玉の処理）、第77条（違約による損失の計算）、第77条の2（停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例）、第78条（公表事項）、第79条（総取引高等の通知及び公表）、第80条（売買システム障害時等の措置）、第80条の2（過誤のある売買注文による売買約定成立時の措置等）、第81条（売買約定の取消しの通知）、第82条（臨機の措置）、第85条（取引参加者たる資格）、第87条（取引の態様による取引参加者の種類）、第88条（欠格条件）、第94条（取引できる者）、第95条（取引資格の追加）、第96条（取引資格の種類の変更）、第100条（喪失届出者の合併等の場合における取引等）、第101条（取引資格の喪失等の手続き）、第104条（取引資格の喪失前にした自己の計算による取引の決済の結了）、第105条（取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了）、第105条の2（取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例）、第105条の3（取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例）、第106条（取引参加者の地位の承継）、第108条（取引参加者代表者）、第119条（届出事項）、第124条（システム売買による取引の申出等）、第125条（取引の虚偽の報告の禁止）、第132条（取引の停止）、第133条（違約等の場合の措置）及び第143条（準取引参加者）の変更規定は、平成28年10月31日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成28年10月31日）のいずれか遅い日に施行する。

第2条 平成28年10月31日に施行する前の業務規程第87条（取引の態様による取引参加者の種類）に基づいて取引資格が付与された取引参加者のうち、市場取引参加者及び一般取引参加者（本邦に当社の市場における取引を行う営業所又は事務所を保有する者に限る。）にあつては、この規程の施行日である平成28年10月31日に市場取引参加者とするものとし、一般取引参加者（本邦に当社の市場における取引を行う営業所又は事務所を有しない者に限る。）にあつては、遠隔地市場取引参加者とするものとする。

附則

第63条の3の6（希望受渡しの受渡単位）の新設規定並びに第3条（市場管理細則等）、第12条（現金決済先物取引の対象）、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）、第36条（帳入値段等）、第63条の2（理論現物価格）、第63条の3の

4（希望受渡しの受渡値段）、第63条の3の6（希望受渡しの受渡方法）、第63条の3の7（希望受渡しの受渡条件調整）、第78条（公表事項）、第105条の2（取引資格の喪失前にした委託者の計算による取引の決済の結了に関する特例）及び第105条の3（取引資格の喪失前にした海外顧客の計算による取引の決済の結了に関する特例）の変更規定は、平成29年3月21日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成29年2月1日）のいずれか遅い日から施行する。

附則

第31条の3の2（E F F取引による売買）、第31条の3の3（E F F取引の停止）、第62条の3（限月現金決済先物取引における希望受渡し）、第7章第2節の2 限月現金決済先物取引における希望受渡し、第62条の4（適用）、第62条の5（限月現金決済先物取引における希望受渡しの対象）及び第63条（限月現金決済先物取引における希望受渡しの受渡単位）の新設規定並びに第3条（市場管理細則等）、第12条（現金決済先物取引の対象）、第14条（当月限納会日、当月限取引最終日及び限日現金決済先物取引の終了）、第15条（新甫発会日等）、第16条（先物取引の期限）、第17条（呼値、呼値の単位、取引単位、受渡単位及び権利行使単位等）、第36条（帳入値段等）、第61条（最終決済日）、第62条（最終決済価格）、第63条（当月限建玉の決済方法）、第7章第2節の2の節名、第63条の3（限日現金決済先物取引の建玉の決済方法）、第63条の3の2（適用）、第63条の3の3（希望受渡しの受渡日時）、第63条の3の4（希望受渡しの受渡値段）、第63条の3の5（希望受渡しの受渡代金）、第63条の3の6（希望受渡しの受渡単位）、第63条の3の7（希望受渡しの受渡方法）、第63条の3の8（希望受渡しの受渡条件調整）、第7章第2節の3の節名、第77条（違約による損失の計算）、第78条（公表事項）、第79条（総取引高等の通知及び公表）、第119条（届出事項）及び第120条（財務報告）の変更規定は、平成29年5月8日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成29年4月28日）のいずれか遅い日から施行する。

附則

第54条（受渡品の倉荷証券等）、第57条（申告受渡）及び第58条（受渡条件調整）の変更規定は、平成30年1月1日又は商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成29年12月27日）のいずれか遅い日から施行する。

附則

第31条（特別売買）、第47条（受渡しによる決済）及び第50条（受渡日時）の変更規定は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第156条第1項の認可を受けた日（平成30年5月14日）に施行する。